

平成23年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年9月15日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
14番 池光 正男	15番 出口 治男
16番 香西 和好	17番 原田 定信
18番 三浦 三一	19番 稲岡 正一
20番 吉川 精二	

欠席議員（1名）

13番 稲井 隆伸

会議録署名議員

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 森 本 浩 幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局主査 古 川 秀 樹

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（吉田 正君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

代表質問の通告がありましたので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい吉川精二君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい吉川精二君。

○20番（吉川精二君） ただいま議長より発言の機会をいただきましたので、平成23年第3回定例議会代表質問を阿波みらいを代表いたしましてさせていただきます。

通告をいたしておりますので、通告のとおり5点でございますが、順次質問をさせていただくわけでございますが、質問の整理上、1から2、3、4、5と分けまして、1問ずつ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は合併特例債事業について、細かくは合併特例債に適用できる事業の現状と今後の取り組みについて、庁舎、保育所、給食センター、防災拠点・交流センター、その他でございます。もう一つ、合併後10年の事業実施であるが、特例として議会の議決をして、県、国の許可を得れば1年の延長が認められるが、市民の利便性を考えるならば、10年を目標に努力すべきであるというような質問の趣旨でございます。

続きまして、2点目は、教育施設の耐震補強工事、年次計画で実施されているが、安心・安全のため、工事をできるならば繰り上げて、前倒しで実施をされたい。

3点目は、再生エネルギー法案についてでございます。これは、先般国会を議案として通過をいたしまして、徳島県においても積極的に取り組まれるというような新聞報道等もなされております。誕生したばかりの法案でございますので、今後阿波市においての取り組みと見通しについてお聞きをいたしたい。

4点目は、職員の研修についてでございます。ことしも職員の新任採用の時期が参りま

して、市のほうでも採用を予定されておりますが、新任採用者に対しまして、市内各種団体、民間事業所等の協力を得て取り組んではどうかということでございます。

5点目は、公共施設の解体工事の入札についてでございます。解体でございますので、撤去するので、最低制限価格をなくしてもよいのではないかというような5点でございます。

それでは、前段申しましたように、1問ずつ質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、先日の台風12号の被害に遭われました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

合併特例債による事業の平成23年9月1日現在、今月の1日現在の執行額と今後の事業予定についてでございます。

これにつきましては、9月1日現在で執行額が56億4,050万円、内訳は、市道の整備事業に4億3,190万円、CAテレビに29億9,710万円、農道基盤整備事業に2億6,550万円、学校耐震事業に1億6,800万円、基金造成に17億1,000万円、消防署建設の負担金として6,800万円、合計で56億4,050万円の執行額であります。

なお、23年、4年、5年、6年と、今23年に入っとるわけでございますが、これらを合わせました予定額が79億2,500万円、内訳は、市道の整備に4億1,180万円、CAテレビは終わっておりますので一応ゼロでございますが、農業基盤整備事業に4億620万円、学校耐震化事業が8億6,440万円ですね、それから基金造成が4億7,500万円、消防建設の負担が3億9,060万円、庁舎建設事業に40億円、給食センターが10億円、観光と幼・保の施設整備に6億8,000万円というようなことで、トータルで79億6,250万円が今後、本年を含めまして4年間の事業でございます。合わせまして、136億3,000万円というような事業規模になっておりますが、前段申しましたように、今消化額が4割程度ですかね、136億円の中の56億円ですから4割弱。あと、大きくまだ事業費を残しておりますし、庁舎、防災拠点・交流整備事業、また給食センター、幼・保の一体化の保育所の建設等、すべてまだこれからという段階でございます。これらを踏まえまして、今後の取り組みについてお聞かせをいただきたい。幸いにして、CAテレビなんかは実施をしておりましたので、今回の地デジの切りかえに対しましても、市民に大変、テレビの買いかえは各家庭でございましたが、放送網の

設備には整備がされておりましたので、十分対応ができたように思うわけです。これらの現時点の取り組みをお伺いしたい。

また、庁舎の建設に向かったの取り組みでございますが、庁舎面積、予定地、非常に広い計画予定地を確保する予定の状況下でございます。非常に敷地も広うございますし、今後起こり得るであろう地震等に対しましての耐震性、また建設費、利便性、建設後の維持管理の費用等も含めると、幸いにして敷地が広うございますので、でき得る限り低い建物にして耐震に備え、また後ほどの保守管理の費用の低減も図ったと、このように思うわけです。

それからもう一つ、阿波市らしさを表現した庁舎の建設をということで、先般庁舎建設基本・実施計画の設計が発注をされました。阿波市らしさにつきまして、設計の段階でどのような点を重点的にとらえられたのか、ここいらもあわせて答弁をお願いをいたしたいと思います。

また、広報阿波またCAテレビ等で、市民アドバイザー会議の設置が明日締め切りの予定で、5名の市民のアドバイザーの募集をされております。この募集が終わりますと、この会議が発足すると思うわけでございますが、現時点でどのような取り組み、いわゆる建設の中のいろんな市民の利便性に供する点、総合的に審議をされると思うんですが、これの内容と設置の目的をお聞かせをいただきたい。

また、防災交流センターの、これからの問題でございますが、規模と運用、建設に対してのこれからどのような審議をされていくのか、これもお聞かせをいただきたい。

それとあと一点、この庁舎建設に向けましての最初の段階でございますところの庁舎事業認定申請図書作成業務、昨年の7月23日に契約がなされ、この書類の作成が申請をされる状況でございましたが、3月25日にこの契約の工期が終わるような予定になっておりまして、これがことしへ繰り越されまして、ことしの10月28日まで、都合合わせますと463日間という、1年3カ月に余っての期間をとられとるわけです。追加業務委託料はゼロというようなことで、金額の変更はありませんが、私どもから考えますと、463日って期間、非常に長期にわたると思うんです。ここいら、この契約を変更された理由をお聞かせいただきたいのと、現在どの程度まで進行しておるのか。これ用地取得も伴いますし、いろんな後のボーリング調査とか、調査等もこれが終わらなければ実施ができないというようなことで、合併後10年という出口が定まっておる中で、1年3カ月にも及ぶ期間のとり方、果たして適当なとり方なのか。

以上、お聞かせをいただきたいと思ます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） おはようございます。

阿波みらい吉川議員の代表質問にお答えさせていただきます。

吉川議員からは、代表質問の1番目としまして、合併特例債について、合併特例債を適用、利用できる事業の現状と今後の取り組みについてというご質問をいただいております。

合併特例債は、合併市町村が、まちづくりの推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の設立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいい、充当できるのは、対象事業のおおむね95%で、さらにその元利償還金の70%が普通交付税によって措置される大変有利な地方債でございます。

合併特例債に該当する主な事業としましては、1点目として合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備事業、2つ目としまして合併市町村の建設を総合的かつ効率的に推進するために行う公共的施設の総合整備事業などが上げられます。合併特例法の規定により算出した阿波市の標準全体事業費は約234億円、合併後の市の振興のための基金造成25億円を含みます、に対し充当率95%で、起債可能額は約222億円の範囲内で起こすことができます。平成17年から22年度までの実績につきましては、議員が今言っていただきましたように、合計で56億4,050万円であります。また、23年から26年度までの活用予定額につきましても、議員に言っていただきましたように、79億6,250万円という予想を立てております。この予定額につきましては、阿波市まちづくり計画に基づく普通建設事業検討部会において、各部局より事業計画の提出を受け算出した額であります。

事業別につきましても、議員が言っていただきましたので省かさせていただきますが、それで平成17年度から26年度までの合併特例債の最終活用額は、現在のところ136億300万円、活用率約61%と想定しております。

今後のハード事業の財源としまして、合併特例債が中心になるかと思ますが、それ以外に総務省所管の国庫補助金を1億7,180万円、徳島県所管の県補助金を3億3,891万円、合わせて5億1,071万円、平成22年度末でございますが、を活用する予定でございます。

また、市庁舎建設基金、教育施設整備基金などの特定目的基金を事業着手までに計画的に積み立てし有効活用することにより、合併特例債及び事業施行年度の一般財源をできる限り圧縮し、市民サービスの低下や将来世代に負担を残さない計画であることをご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

その中で、まず最初に、市庁舎建設事業からご説明いたします。

市庁舎建設事業につきましては、市新庁舎及び交流防災拠点の基本及び実施設計業務について、公募型指名競争入札を実施し、去る8月2日、業務委託料9,937万9,350円、履行期間、平成23年8月3日より平成25年1月31日まで等の契約内容により委託契約を締結したところでございます。

今後におきましては、市民のための庁舎、市民が親しみを持てる庁舎、市民の安全と安心を守る庁舎という基本理念をもとに、議会や市民の皆様からもご意見をいただきながら基本設計を仕上げていき、平成24年度中には実施設計を完了したいと考えております。

なお、市民の皆様からのご意見をいただく場として、このたび阿波市新庁舎建設基本計画市民アドバイザー会議を設置し、現在その委員を市民の方からも一般公募しているところであります。その会議を通して市民の皆様が利用する機会の多い案内、窓口、市民サービス、市民交流機能などの共有空間部分についてご意見をいただき、総合的に判断しながら設計に反映させていきたいと考えております。

また、事業認定申請手続きにつきましては、5月27日に提出しておりました事業認定申請書（案）の内容について要件審査を受ける中で、内容修正や追加資料の提出等を重ねながら協議を進めてまいりました。現在の状況としましては、申請書類の最終調整を行うとともに、事業認定に必要とされている農振法等の事業の施行に当たって支障となる関係法令の制限解除の見込みについてご意見をいただくため、関係する行政機関と協議を進めているところでございます。

今後におきましては、申請事務手続きが終了次第、用地取得作業に入っていく、平成25年度には建設工事に取りかかり、平成26年度末の完成を目指しておりますが、可能な限り早期着手、早期完成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、新庁舎の基本的な構造とか階数について申し上げます。

新庁舎及び交流防災拠点の基本的な構造につきましては、今後作成していく基本計画の中で費用対効果等あらゆる角度から比較検討を行い、最も適正な構造を決定してまいりた

いと考えております。また、新庁舎の階数につきましては、以前より市民の皆様や来庁者が使いやすい庁舎であるために低層階が望ましいとの考えを示させていただいており、3階程度におさめたいと考えております。また、構造につきましては、鉄筋コンクリートづくりをベースに、機能性、経済性を調査しながら構造を決めていきたいと考えております。

2番目、阿波市らしさ、どのように反映されているかということにつきましては、阿波市の新庁舎は、山を背景としました田園にマッチしたイメージ図を作成した会社を6社選定し、入札を実施いたしました。それで決定しました会社ですので、今後におきましても、市のいろいろな意向を酌み入れていただき、意向に沿った庁舎、阿波市の地形、環境等に合ったものができるものと考えております。

アドバイザー会議の委員数につきましては、アドバイザー会議を設立するに当たり、まず委員構成を学識経験者、関係団体、公募市民で組織することとしました。おのおのの委員を整備し、学識経験者は、さきの市民懇話会に倣い2名といたしました。関係団体としましては、庁舎等の共有空間部分の利用にかかわる防災、法令、福祉、まちづくり、生涯学習、文化交流の立場から、5団体5名を選定いたしました。そして、公募市民につきましては、希望的年代区分としますが、20代から60代までの1名ずつを想定し、5名としております。合計12名の委員構成としております。

続きまして、アドバイザー会議の内容につきましては、新庁舎の基本・実施設計を作成するに当たりまして、市民に親しめる庁舎にするため、市民の皆様が利用する機会の多い案内、窓口、市民ロビー、市民交流機能などの共有部分について、先ほども申し上げましたが、市民の皆様のご意見をお聞きすることを目的とし、阿波市新庁舎建設基本計画市民アドバイザーを設置しています。それで、公募しているところですが、きのう現在5名の方が応募されております。期限があした、9月16日までとなっておりますので、今現在のところの数字を申し上げさせていただきました。

続きまして、交流防災拠点の位置づけにつきましては、これからの時代の庁舎のあり方は、市民のための庁舎、先ほども申し上げておりますけども、庁舎として本来備えておくべき窓口機能、執務・執行機能、また議会機能といった基本機能を加え、市民が集い語らう交流の場として市民の多様な利用に対応できる機能を持つとともに、災害時には防災拠点となる機能をあわせ持つことが重要であると考えております。このような観点から、交流防災拠点は、庁舎としての基本的な機能を補完する施設として、また既存施設で

は担い切れない新たな機能、環境を備えた施設として、庁舎と一体的に整備を進める必要があります。また、本年3月に発生しました東日本大震災という、これまでに経験したことのない大規模災害を目の当たりにして、非常時における確固たる応急体制を整えるための防災拠点の重要性がクローズアップされております。そのため、本施設については、平常時は市民が集い語らう交流共同機能を満足させる場としながらも、いざ災害時には、支援物資の受け入れ整理基地、緊急援助隊や災害ボランティアの受け入れ基地等、救援の拠点として機能を担うことができる阿波市の中核的防災拠点施設として位置づけしていきたいと考えております。

続きまして、交流防災拠点施設の概要についてでございますが、整備概要としましては、規模ですね、500席から600席規模の可動式多目的スペースや市民ギャラリー及び展示コーナー、市民の創作活動や生涯学習を支援する場として会議室、研修室を備える施設となるよう整備していきたいと考えております。また、整備規模としましては、庁舎棟に隣接するような形で地上3階建て程度の別棟となり、想定床面積としましては、これまでも申し上げておりますが、3,000から4,000平方メートル程度、設計ベースでの想定事業費としましては、10億円から15億円程度を見込んでおります。

最後になりますが、新庁舎事業認定申請図作成の委託期間が、変更契約によって463日間と長くなっているがということですが、新庁舎事業認定申請図作成業務につきましては、昨年より認定申請に係る根拠資料の収集、計画書の作成、添付図面の作成等の作業を進めておりましたが、その後学校給食センターの事業推進や、本年3月11日に発生しました東日本大震災の教訓を受け、非常時における確固たる応急体制を整えるための防災拠点の重要性がクローズアップされたことに伴い、防災拠点整備のあり方等、現在の計画の中で反映できるよう計画修正を行ってきたため時間を費やしてまいりましたが、さきに答弁しましたとおり、現在申請書類の最終調整を行うところまで進んでまいりましたので、その点ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 再問をさせていただきます。

あと、先ほど申しましたように、学校の問題、それから保育所の問題、いろいろございますが、今答弁のいただいた中で、阿波市らしさ、今総務部長より背景の山並み、いろいろ地形についての説明はございましたが、庁舎の建設に当たっての阿波市らしさ、今まで

全国いろいろ庁舎できとるけれども、この固有の、今まであった地形とか周辺景観、こういうことでなしに、建物の中で6社から提案があった中で、どういうところが阿波市らしさを行政側に胸を打ったのか、そこらのところをお聞きをしたい。景観とか固有の場所については、既に前々からあったことで変更ありませんので、庁舎の建設に当たっての阿波市らしさ、どのようなとらえ方をされたのか、お聞きをいたしたい。

それから、今契約の変更についてる説明がございましたが、東日本の震災もありました。しかしながら、この日時からいうと、3月25日に計画変更しておりますので、日程的にはあるけど、3月11日の今の答弁を踏まえて、既にここらの震災の発生より前におくれが出とったのではなかろうかと思うんです。それで、今はもう9月になって、あと1カ月少々の日程なんですけれども、本来ならば、契約の期間ですからやむを得ませんが、一日でも早く提出をしていただかなければ、許可がおりなければ用地買収も何ら後の事業が伸展しませんので、非常に私たちから見ますとゆったりしとると、こういう感じなんです。この2点、再度質問をいたします。

それから、この中の保育所の問題でございますが、八幡と吉野で統合の問題が計画をされております。これも、長きにわたり今まで協議をしてきたわけですが、早く取り組まなければ、今保母さんでも募集定員ようやく確保をしておると。これが、定数が確保できなければ、保育事業に、実際の運営にも支障が出てくる。募集者をぎりぎりぐらいの応募がないというようなことも踏まえまして、早く建物の整備をして合理化を図っていかねばならない。特に、八幡の場合は、建設課のほうで道路の改良も取り組まれるようにお聞きはしておりますが、周囲と一体となった調和のとれた事業、今後どのように進められるのか。最近、特に少子化で、親御さんが送迎等に、特に市場は送迎のバスがありませんので、個人で送り迎えをしておりますので、大変あのとこで混雑すると思いますし、グラウンド、いわゆる運動場等の利用の問題、ここいらもどのように考えられておられるのか、担当にお聞きをいたしたい。

また、給食センターにつきましても、脱退の申し入れをして、かなり話が進んでおるようでございますが、これもでき得る限り前倒しをして、市内の利用される児童に早く提供ができるように、ぎりぎりのところに線を置きますと、前段申しましたように、あくまでも基本的な事業は10年の期限内に完成をさせるという心意気で、あとの1年っていうのは、建設に伴う用地交渉とか、不測の、予測できなんだ事態が発生したときのあくまでも予備的なことで、今言いよった、認可の設計でも1年3カ月もかかるような事態を踏まえ

て、1年というのはあっという間に済みますし、やはり予算の執行からいきますと、できるだけ早く完成をさせて市民の利便性の向上を図ると。いい例が、先ほど申しました有線テレビなんかは、早くから市民に利用の提供ができて、活用がされとる。このようなことから、10年あるんだということできなしに、一年でも早う体制ができるように、今申しました給食センター、それから保育所、それと総務の再問、あわせて答弁をお願いいたします。

なお、水道課も、この給食センターに関連をいたしますので、水量の確保、これは企業会計ですから、私も全くの素人でございますので、合併特例債事業にも入っておりませんし、企業会計でありますので利用ができないんじゃないかならうかと思いますが、ここらの計画も兼ねあわせて、お願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 阿波みらい吉川議員の代表質問の1番の合併特例債を適用できる事業の今後の取り組みについての保育所についてお答えをいたします。

健康福祉部では、吉野町の一条小学校区、市場町の八幡小学校区の保育所の統廃合及び幼・保連携施設の整備について合併特例債を活用し、施設の整備をしていきたいと考えています。

保育所統廃合についてのこれまでの経緯について少し申し上げますと、保育所の統廃合につきましては、平成20年6月に設置されました阿波市保育所、児童館、放課後児童クラブ指定管理者導入制度検討委員会が7回開催されまして、協議検討が行われました結果、平成22年2月10日に統廃合については吉野町の一条保育所と吉野中央保育所、市場町の八幡第一保育所と八幡第二保育所で施設整備後に統廃合する、また統廃合の実施時期については、合併特例債が活用できる平成26年までに施設整備をするというような答申書が市長に提出されました。また、これに並行して議会でも協議され、平成23年3月の開催の文教厚生常任委員会におきましても、特例債を有効利用し、スピードアップして計画をしなければ間に合わない、早く進めるべきだ、一日も早く基本計画を市民に示せるよう予算計上すべきというようなご意見をいただきました。このようなことも踏まえまして、平成23年6月議会におきまして幼・保連携施設整備基本計画の業務委託料を計上し、議決をいただきました。また、同議会の文教厚生常任委員会におきまして、委員から幼・保連携施設整備基本計画業務委託料を計上しているが、その内容と幼・保連携となっている幼稚園と保育所の統合の方向づけはどのように考えているのかというご質疑があり

ました。

吉野町的一条保育所と吉野中央保育所、市場町の八幡第一保育所と八幡第二保育所を統廃合する基本計画であり、合併特例債が活用できる平成26年度までに建設するための今回の補正計上したものであります。また、幼・保一元化に関しましては、国の動向を見きわめながら、この2つの施設においては、土成中央保育所のように、幼稚園と保育所の施設の一体化を進めてまいりたいと考えていますと答弁いたしました。したがって、基本的には施設整備につきましては幼稚園、保育所の一体的な施設整備として整備をしてまいると考えています。

今後のスケジュールにつきましては、健康福祉部、教育委員会、建設部や総務部など関係部局との間で幼・保連携施設検討委員会を立ち上げ、11月末までに3回の検討委員会を開催いたしまして、検討結果を基本計画に反映させ、早ければ12月をめどに基本計画を策定したいと考えております。あわせて、周辺道路、それから小学校へのグラウンドの進入等も含めまして、この検討委員会で協議してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 阿波みらい吉川議員のご質問であります合併特例債を適用できる事業の現状と今後の取り組みについてということでございますけれども、教育委員会での合併特例債を適用した事業といたしまして、学校施設の耐震化及び大規模改修と新学校給食センターの建設事業があります。

まず、学校施設の耐震化及び大規模改修につきましては、平成19年度から計画的に取り組んでおり、今年度末で全学校施設61棟に対する耐震化率が77%になる予定でございます。来年度以降も合併特例債を適用し、平成26年度までに順次計画のとおり進めますと、耐震化率が100%になる予定でございます。

次に、新学校給食センター建設事業でございますけれども、現在3カ所の給食センターから阿波市内の小・中学校に給食を提供しております。しかしながら、施設の老朽化が進み、また立地条件の違いなどから献立内容が統一できないこともありまして、合併特例債の適用する平成26年度末までに新しい学校給食センターの建設ができますよう取り組んでいるところでございます。このセンターが完成いたしますと、阿波市内の小・中学校14校と幼稚園9園に統一した給食を提供することになると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 吉川議員の再問にお答えさせていただきます。

建設に当たって、阿波市らしさ、どのように反映するかということでございますが、先ほどの6社の選定につきましては、外観のイメージ図により選定したものでございます。それで、今後設計に当たりまして協議していく中で、市の意向を反映させていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

また、465日といった期間、非常に長い、またゆったりしてるんじゃないかということに関しましては、現在認定庁と詰めているところでございますし、一日も早い認定に向けてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思えます。

また、水道関係に係る合併特例債につきましては、企業債であると言いながら、合併に伴うかさ上げ部分に出資が充当可能ではありますが、他団体の実績も少ないですので、基本設計、実施設計の際に庁内において検討する予定としておりますので、事業費につきましては現在のところまだ想定することができない状況でございますので、これについてもご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） これで、再問で終わりたいと思えますので、2点ほど。

今、総務部長から先ほどの答弁をいただきましたが、3階程度という答弁でございます。やっぱりこれからの審議の過程で、これ一番基本的な問題なんです。3階で決定なら決定とおっしゃっていただきたい。そうせんと、それが決まらなければ、後の協議に入るのも非常に困難を来すと思えますので、3階なら3階、はっきりとした答弁をいただきたい。

また、先ほど委員の募集しとんが、きょう現在5名程度、明日また締め切り日にふえることを期待するわけでございますが、ちょうど定数と同じ数というようなことで、年齢構成とかいろいろ世代別の説明もいただいたんですが、ちょうど同数ということで、できればまた明日殺到するのをご期待するわけでございますが、この会を重要な会と位置づけまして十分審議を尽くしていただきまして、市民の意見が反映されるようお願いをするのと、本市やっぱり農業が主体の市ですよね、いろんな面で。やっぱり農政課、いわゆる農業の一番関係の広い、就業構造の多いところの分野は今後とも充実をしていかなければならないというようなことで、中の構造的にもそういうようなところをやっぱり十分配慮を

お願いをしておきたいと、これ最終の質問でございますので。

以上、3階に決定していいんでなかろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 吉川議員の再々問にお答えさせていただきます。

庁舎の階数でございますが、3階ということで申し上げさせていただきます。

それで、構造的なこと、農業関係の部分も充実してほしいっちゅうことですので、今後設計に当たりまして、その辺も考慮をさせていただきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） それでは、次の質問に入ります。

2点目の教育施設の耐震補強工事についてでございますが、先ほど予算的な面で教育次長より答弁をいただきましたが、先般徳島新聞で報道されておりましたように、徳島県においては、県平均が77.5、阿波市は62.7なんですよね。15ポイントも県平均より下回っておる。基金に積むのも大切です。また、いろんな財政の健全化に努めるのも大切ですが、人命にはかえられません。したがって、できるだけ、この計画どおりでなしに、早く繰り上げて、ほかの分野でいろいろと節約もして考えをめぐらさなければなりません。やはり計画どおりするというでなしに、一歩踏み込んで、前へ向けた積極的な計画をお願いをいたしたい。津波は地形上ございませぬが、地震に対する備えとして、この計画では最終年度きちっと合うた予定になっておりますが、前倒しでお願いしたいと思うんですが、この点どうお考えか。

それともう一点、過去に実施した校舎で、いろいろと施行中、施行後に問題が発生をいたしております。十分な設計業者を選定し、事前の協議を素通りし、設計業者の素通りをし、物が完成して、ここが悪かったなというようなことの起こらないように、また協議中に大きな変更のないように、常々目の通らないところで変更の起こるのはやむを得んと思っておりますが、歴然と調査したらわかる場所の設計変更のないように今後取り組んでいただきたいと思っております。基金積むばかりが行政ではありませんので、できるだけ基金の積むのが減ってでも、人命にかかわることですから、早く施行するべき、待ってくれませぬので。ここの点、お願いいたします。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 阿波みらい吉川議員の2点目の項の質問でございます。教育施設の耐震補強工事について、また年次計画で実施されているが、安心・安全のため工事を繰り上げて実施できないかというご質問でございますけれども、教育委員会では、平成19年度から学校施設全61棟、これ棟の数でございます、61棟のうち補強の必要な38棟の地震補強工事に着手いたしております。平成19年度は、伊沢小学校の校舎3棟と体育館、それについての地震補強工事と大規模改修工事を行いました。平成20年度は、土成中学校の校舎6棟と、また平成22年度は土成小学校の校舎3棟と体育館、市場中学校の校舎2棟と、計16棟を完了いたしております。残り22棟のうち、本年度は8棟を予定いたしております。既に、林、久勝、柿原小学校の体育館の工事を終えまして、現在久勝小学校の校舎並びに一条小学校の体育館と校舎の工事を進めているところでございます。本年度の工事が完了いたしますと、耐震化率が77%に達成ということになります。

また、来年度以降の予定でございますが、平成24年度は、阿波中学校の校舎4棟と大俣小学校の校舎1棟、平成25年度は、市場小学校の校舎1棟と林小学校の校舎3棟を、平成26年度の最終年には、八幡小学校の校舎1棟と柿原小学校の校舎4棟、計14棟の予定となっております。以上の地震補強工事及び大規模改修を終えますと、耐震化率が100%となります。

ご質問の中で、安心・安全のために工事を繰り上げて実施できないかということでございますけれども、昨年8月5日に教育施設検討委員会を開催いたしまして、耐震化を早急に進めなければならないというふうな観点から、Is値の低いところから、それまでは年1校で計画していたものを毎年2校にするというふうなことで決定をいたしました。これによりまして、順次現在進めております。

今後におきましては、市の耐震化計画や補助金の申請の絡みはございますけれども、国に対しまして年次計画の補助金の前倒し、これについては強く要望していきたいというふうに考えております。

また、先般、徳島新聞の記事に、県内の公立小・中学校の平成23年4月1日現在の自治体別の耐震化率の状況が掲載されておりました。阿波市が62.7%、また県内の平均が77.5%と下回っておりましたけれども、これにつきましては、県下の市町村のほとんどは、地震補強工事だけを中心に実施いたしております。阿波市のような大規模改修をあわせて実施しておりません。このことから、地震補強工事だけありますと工期も短く、また財源も少なくて済むことから、耐震化率が高いものというふうに考えておりま

す。

それから、今後の耐震の工事につきましては、議員が言われましたとおり、事前に十分調査をいたしまして、それで協議した上で耐震補強工事を行いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 再問をいたします。

今、教育次長より答弁をいただきました、26年までの計画ということで、完成をさすと。先ほど申しましたように、人命のかかわる問題でございます。また、国を挙げてこの問題は取り組まなければならないというようなことで、最近認識の度合いも変わってきております。したがって、審議会で諮って、そのような方向づけはしておりますも、できるならば、やっぱり行政に求められるのはスピードですよ。スピードと、いわゆる後の利便性、有効性、ここいらを兼ね合わせて、できるだけおくれることなく前倒しでできるようにご努力をいただきたい。予定は、あくまでも予定であって、早くできるのにこしたことは。お金も同じくかかりますし、早くすることによって、安心・安全が図られますので、できるだけ前向きに取り組んでいただけるよう要望をいたしておきます。

時間の都合ございますので、この項はこれで結構です。

続きまして、3点目、再生エネルギー法案についてでございますが、これ前段申しましたように、国の法律として先般通過をしたところでございますので、まだこれからの大きな課題でございますが、いわゆる原子力発電所の事故がございまして国民の中にも節電の意識が高まってまいりまして、ことし夏はどうにか全国的に大した混乱もなく経過をしたというようなことで、長い目で見ますと、こういう方向にはどうしても積極的に取り組んでいかなければなりません。

徳島県においても、飯泉知事、飛行場の周辺とか、いろいろと発表されまして、積極的に取り組まれておりますが、阿波市、地熱もございませんし、限られた範囲になりますが、市民に節電の意識の徹底をお願いするのはなおさらでございますが、行政として取り組む分野での当面の課題と今後の方針についてお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 阿波みらい吉川議員の代表質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、再生可能エネルギー法案について、今後阿波市における取り組みと

見通しについてということでもあります。

本年3月11日に発生いたしました東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を教訓といたしまして、原発に依存しない社会の実現を目指し、太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギーが注目を浴びているところでございます。去る8月26日には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるエネルギー可能法案ですか、これが成立いたしました。この法律は、家庭や企業が太陽光や風力などの再生可能エネルギーで発電した電力を、国が定める一定の期間、価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものであります。買い取り価格や期間などの詳細につきましては今後定めることとなっております。現時点においては未定な部分が多くございます。

再生可能エネルギーの導入における問題点としては、発電設備が高額で、初期投資がかさむほか、発電量や天候や季節に大きく左右されるというようなこともございます。この法律の施行によりまして、再生可能エネルギー発電の普及促進と企業等への電力事業への新規参入を促すことが期待されているところでございます。

このような中、徳島県におきましても、新エネルギーの促進普及を重点課題といたしまして取り組みを進めておりまして、去る8月25日には県と県内24市町村における連絡協議会が発足いたしました。この連絡協議会におきましては、再生可能エネルギーを利用した発電施設の導入を目指し、情報の供給や意見交換を重ねることとしており、再生可能エネルギーを使った発電施設の候補地について、県内各市町村から情報を収集し、県のホームページで公開し、内外に情報発信をする予定としております。

県の資料によりますと、徳島県は日照時間が長く天候がよいことや、小さい急流の河川が多いことなど、自然エネルギーに恵まれておりまして、特に太陽光の賦存量については、全国的に見ても高いものとなっております。また、阿波市における再生可能エネルギーとしては、太陽光が有力でございます。太陽光を活用したメガソーラーの設置については、日当たりがよくて、1.5ヘクタール以上の面積があるなどの諸条件がありますが、現在連絡協議会への報告のため、市内での候補地について調査を行っているところでございます。

本市の取り組みといたしましては、平成22年度より各ご家庭における新エネルギーの導入と太陽光発電の普及促進のため、みずから居住する住宅に新たに太陽光発電システムを設置した方に10万円を限度とした補助金を交付しております。また、公共施設に対する取り組みとして、平成22年度には、市内の小・中学校4施設に太陽光発電システムを

設置しております。今後におきましても、これらの事業を継続していくほか、国、県及び他市町村の動向や電力の買い取り制度等、再生可能エネルギーを取り巻く状況の的確な把握に努めながら、再生可能エネルギーについての可能性を積極的に研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） この件に関しましては、国会今通過したばかりで、今部長より答弁をいただいたことを了解し、今後とも公共施設、これから建設されます庁舎を初め、いろんな施設、またいろんな分野でできるだけ節電に取り組めるような設計、施工をお願いし、再問はありません。

続きまして、職員の研修についてでございますが、現在新規職員の募集受け付けを終わりました、150名余りの方の応募があるようでございますが、この新任採用の時点で、学校でも中学校、高校等で職場体験とかいろんな分野で社会の仕組み、研修に行っとんですが、本年度採用される職員について、それは民間から再就職される方もありましょし、学卒で来られる方もあろうかと思えます。私ども常々感じるんが、今阿波市内の中学生とかの学生さん、道路で会うても、学校訪問しても、物すごくさわやかな大きな声であいさつをしてくれます。大変明るく、また気分的にもすばらしい教育がなされておると常々感心をいたしております。このようなことから、あいさつも無論基本ではございますが、一日あいさつをすることによって和やかな日が過ごせますし、気分的にもゆとりもできます。大変感心をしとるところでございますが、新規職員の採用に当たって、これは行政側が考え執行することでございますが、できれば阿波市内の事業所、また民間の各種団体の協力をいただけたらと、阿波市の身近なところで、期間もまた執行者のほうでお決めをいただいて、申し込みを受け付けていただけたらと募集し、じかに交流を図ると。やはり、市役所の職員っていうのは35年から40年ぐらい勤務をされますので、わずかな期間でも身につくことは非常に本人のためになると思うんです。非常に少子化も進んでおりますし、世代間の交流、また地域の交流も大変希薄になっております。

災害が発生しまして、きずなという言葉が強く叫ばれまして、やはり阿波市の公僕であるというふうなことで、阿波市の実情を知るといことで、県外のそごうとか、ごみの収集とか、こういうことでなしに、市民と直接接するところで、市民の考えなり意見を聞いて今後の体験に生かすならば、非常に本人にとって大きな力になろうかと思えます。

それと、全体的にやっぱり市役所もできたら、できたらでなしに、あいさつは心がけるようにしていただいて、会うたらあいさつから始まるというような雰囲気づくりをしてほしい。これはやはり今の社会で一番大切なことだと思うんです。これ市長にお願いをいたします。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 吉川議員の代表質問で、職員の研修というふうなことで、新規採用者につきましては、できるだけ市内の企業等、市民と身近なところでの職場研修ができないかということでございます。

本当に、言われるとおり、阿波市も随分と職員の研修、力を入れております。特に、市民憲章にうたわれておりますように、まずあいさつからという基本的な人としての基本姿勢に力を入れておるわけでございますけれども、そのほかに市の職員としては、県庁あるいはe財団、あるいは後期高齢者、国保等々へ職員を派遣してます。ことしは、県下では初めてだと思いますけども国交省の徳島工事事務所、これも本当に初めて1年間の研修ということで、本当は実技も含めて、実践の研修を行っている。そのほかに、あと市では特に接遇の研修に非常に重点的にやっております、ほとんどの職員が研修を受けてる。課長、部長等には、欠席者については、とにかくチェックしろってところまで非常に厳しい研修を行ってます。

まさに、議員言われるとおり、我々地方公務員、人様のお金で給料をもらってるという立場、あるいはサービス業としての一番の職場じゃないかなと意識してますけれども、そのあたりさらに新規採用職員、特に市内での市民と接する職場研修をぜひとも積極的にやっていきたいと考えております。

なお、ことしの採用予定でございますけれども、159名の応募がありまして、15名ほどの採用を行いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 市長より前向きな建設的な答弁をいただきまして、ぜひとも優秀な職員が確保でき、また市民の奉仕者として市役所において活躍していただけるようにご期待を申し上げます。

あと、総務部長にだけちょっと再問ですが、庁内の今400名足らずの職員が各部署で分散し、まだ庁舎ができておりませんので、本庁と3支所で勤務をいたしております。ここいらも一度認識を新たに、今新しく入ってこられる職員等の指導も十分、また人格形成

いろんな面でご指導いただけるようお願いをいたしておきます。答弁結構です。

最後になりましたが、解体工事の入札についてでございます。

先般より、市始まって、御所の小学校、阿波の旧庁舎、市場中学校のプール、先般の土柱休養村センター、大きなところでは4件ほど解体工事が実施をされました。非常に社会情勢、経済情勢厳しい中で、新規に建設する分は、資材の購入、また建設後の保証、いろんな面でやはりお金がかかっても、いいものをつくっていただかなければならないというようなことで、最低制限価格が入っております。これは、立派な工事をするためには当然の措置だと理解をするわけでございます。ただ、解体に関しましては、4万2,000の市民のサイドから考えますと、やはり各種団体、また産業界も円高で大変苦勞しておりますし、農業団体もしかり、ほとんど所得が上がらない。今まで働いてきた勤勞に意欲を感じておるといようなことで働いておるといような状況下でございまして、節約できるところは節約するといような観点、また撤去いたしますので、後に物は何ら残りません。こういうようなことから、資格するとき、当然これらの兼ね備えた方でなければ、指名競争入札でございますので、指名がついとる限りは、そこでチェックができるわけでございます。したがって、最近の事例を見てみますと、最低価格があるがゆえに、解体に関しましては、市民に理解が得られにくい点が多々あると思います。この点について、制限価格の撤廃、いわゆるなくする方向で検討をいただきたい。設計業務は、今設計とか代償業務、土地の分筆等、いろいろと最低価格はございませんよね、今。この間、庁舎の分に関しましては、提案型の、先ほど説明がありましたように、阿波市らしさを取り入れた総合審査方式で審査をいたしましたので、最低制限価格が設けられたようでございますが、私ども議会にいただいとる資料では、これはいろいろと入札の方法が複雑で、一般の設計業務と違いますので、制限価格が最低の分があって、それが入札に影響しとるようございまして、制限価格の上が2社で、4社が失格です。固有名詞は何しませんといような経過をたどってます。それで、議会の報告書を見ましたら、これ最低制限価格が入ってないんですよ。やっぱり文書として、失格が出るならば基準があったはず。これはやっぱり入れたんなら入れたで、正式な文書ですから、結果報告ですから、後に何ら影響ありませんので、この点どうお考えか。

それと、先ほど言いよった解体につきましては、やはり市内業者の育成、これも大変大事なことでございます。しかしながら、能力の兼ね備えておらない方は入札には入れませんので、最近の事例見ましても、数百万円の金額が節約できるんでなかろうかと、結果見

まして。やはり市民に説明するためには、こういうところが今合理化を図る一番の視点だと思ふんです。今、円高で企業、農業、先ほど申しましたように、大変苦勞しとるわけです。また、各種団体の補助金にいたしましても年々削減をされまして、ようやく最低必要額しか助成ができておらないというところの現状を踏まえて、私は、解体に関しましては、また阿波市も庁舎ができますと、公共施設、こういう解体の事業は数多く出てくると思ふんです。今残されたこの期間で、次にこういう工事が出るまでに最低制限価格の撤廃をお願いをいたしたい。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 吉川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず冒頭に、庁舎建設事業の基本設計、実施設計業務の入札結果というのを議員に送らせていただいているわけですが、これにつきまして、最低制限価格のところが入っていないというご指摘で、これにつきましては、ホームページで公表した分につきましては、最低制限価格が入っていましたが、議員への送付につきましては、事務ミスで漏れておりました。大変申しわけありません。おわび申し上げます。

それで、金額につきましては、最低制限価格税抜きで8,700万5,000円ございました。それで、これにつきましては再度正しい数字を入れたものを送付させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。大変申しわけありません。

それで、最低制限価格をなくしてもよいのではないかっていうことについて説明させていただきます。

最初に、最低制限価格制度につきまして、若干説明させていただきます。

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により経済性の原理を旨として競争入札によるべきことを原則とし、その場合には予定価格の制限の範囲内で最低制限札の者を自動的に落札することとなっております。しかし、落札となるべき入札価格が不当に低価格であるときは契約の履行が不確実になるようなこともあり、地方公共団体が不測の損害をこうむるおそれや工事の品質低下が懸念されます。そこで、地方自治法施行令の規定により、必要に応じて最低制限価格を設定しております。

阿波市では、公共工事契約制限制度運用連絡協議会のモデルや徳島県が採用しておりました変動型最低制限価格制度を参考に基準を制定しております。この方式は、入札価格による市場価格も最低制限価格に反映できる制度として有効な方法であります。ただ、最低制限価格を下回る入札が多発する案件も見受けられたり、多くの入札者が連合による入札

をした場合、公正な入札が阻害されるおそれがあります。これらの課題に対応するため、入札制度改善検討委員会において審議し、この9月5日以降、指名通知または入札公告をする工事につきまして、最低制限価格の算定の基準を見直したところでございます。

ご質問の公共工事のうち解体工事についてでございますが、工事費の内訳を土木一式工事や建築一式工事と比較してみますと、解体工事につきましては、資材等を調達する価格がほとんど含まれていませんが、労務費、機械損料、運搬費、処分費、その他諸経費等で構成されており、一般の建設工事と同等とされております。このうち、処分費につきましては、適正処理が不可欠であります。建築物の解体では、躯体解体前の可能な限り分別解体を行うことにより、可燃物、不燃物をより分けるだけでなく、リサイクルを考慮し、再生可能なものを事前に人力による解体を行うことが必要でございます。これらの中間処理費用、最終処分費用等は、請負者の企業努力で解決できる範囲は限られているとされております。

また、最低制限価格の設定に当たりましては、工事の品質確保だけに限らず、発注者として、労働条件の悪化、下請業者の資材納入業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されること、さらには低迷する県内の経済状況や公共事業の減少による建設業界の厳しい経営状況を考慮し、現在徳島県を初め、県内の各自治体におきましては、解体工事についても他の工事と同様に、最低制限価格制度を採用しております。しかしながら、ご指摘のように、最低制限価格を設定しているために、結果的に低価格での入札者が失格となり、高い落札率の工事案件がありました。本市におきましては、来年度以降、八幡第一、第二保育所、一条保育所、吉田荘などの解体工事の発注が予定されております。以上のことから、議員のご指摘のことも含め、最低制限価格制度の適正な方法について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 今、総務部長より全く模範的な答弁をいただいたんですけども、やはり市民のサイドからすると、納税者、行政というのは、市民に視線を向けなければ、新築工事は別です。解体に関しては、今の按分は、私は適当じゃない。阿波市として独自でも結構です。解体工事っていうのは、ほとんど国や県の補助金はつかんのです、全部一般財源、ほとんど100%近く。市民の負担を考えるならば、やはり市民に理解ができるように、指名の段階で資格審査するんですから、当然能力のある方、その人が自信を

持って出してきた価格が、そのラインで失格になる。それは、次にこういう工事が出るまでに、ぜひとも取り組んでいただきたい。副市長、どうでしょうか、答弁。

○議長（吉田 正君） 森本副市長。

○副市長（森本哲生君） 吉川議員の再問にお答えさせていただきます。

まず、あらゆる制度に共通する話だろうと思うんですけども、まず制度ができますと、これを定着に努める一方で、市民目線に立ちまして、不断に検証をしていって、必要であれば改正をしていくと。これは、一般論でございますけども、あらゆる制度に共通する部分だろうというふうに思います。それが1点ございます。

それから、ご指摘ございましたけれども、最低制限価格を設定しているために、結果的に低価格での入札者が失格となったと、高い落札率の工事案件があったと、これもまた事実でございます。こうしたことも踏まえまして、従前は変動型の最低制限価格、こういった制度でございましたけれども、この9月1日からですが、ランダム係数を使いました固定型の最低制限価格の事後公表制度と、こういったものに切りかえているところでございまして、この制度によりまして、一定の改善が図られるものというふうに考えております。

ご指摘の解体工事につきまして、そもそも最低制限価格をなくすべきでないかと、こういうご意見でございますけども、先ほど総務部長からご説明しましたように、徳島県内、県を初め、各自治体は、現時点では最低制限価格を導入しているという状況でございます。一方、冒頭申し上げましたように、市民目線から見た不断の検証っていうのもまた必要だろうということでございます。来年度以降、幾つかの解体工事の案件も予定しております。以上のことから、しっかりと議員のご指摘を含めて、検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉田 正君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） これで再問を最後にして、質問を閉じたいと思います。

今、副市長から積極的な答弁をいただきました。国は国、県は県、阿波市は阿波市で、阿波市の実情に合った方向で、やはり行政は住民の理解を得、行政に協力をいただく。しかも、作業とか行政事務とかスピーディーに迅速に行うというような基本的なこと、また住民の負担の軽減、いろんな面でこれだけの予算がございまして、ほかの分野で活用ができます。次に入札執行するまでに、ぜひとも阿波市だけに全国でなろうとも、何ら法に触れることでもございませぬし、阿波市で運用したらいいこととございますので、最低制限価格の撤廃が実現できるように、撤去工事だけに関してですが、ぜひ管理者一丸となって

取り組んでいただきたい、このようにお願いをいたします。

それでは、これで代表質問を終わらせていただきます。答弁ありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで阿波みらい吉川精二君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会松永渉君の代表質問を許可いたします。

松永渉君。

○7番（松永 渉君） 議長の許可を得ましたので、阿波清風会を代表して松永渉代表質問を始めたいと思います。

まず、第2次阿波市集中改革プランについてであります。

阿波市においては、第1次阿波市集中改革プランに基づく平成17年から平成21年までの5カ年計画による行財政改革の効果額は約40億2,300万円と大きな成果を上げました。今回質問する第2次阿波市集中改革プランは、平成22年から平成26年の5カ年計画であります。特に、第2次集中改革プランの特徴的な取り組み3点について質問をします。

まず、1点目に、今回初めて行財政改革の中に産業振興が入っていますが、農業経営の活性化による行財政改革効果をどう見積もっているのか、また農業経営の活性化の中の項目として、1、担い手の育成、2、農地の保全確保、3、学校給食での地域食材の利用促進、4、農産物のブランド化の推進とあります。これらの年度別数値目標を今は設定されてませんが、設定し、改革の推進や成果の評価、さらには市民への説明責任の明確化に役立てるべきだと考えますが、数値目標は設定しないのでしょうか、どうでしょうか。また、担い手育成の対象にIターン、Uターンも考えているのかどうか、答弁を求めます。

2点目には、危機管理体制の充実の中の避難所、避難経路の見直しと周知徹底に具体的にはどのように取り組まれるのか。

3点目には、未利用財産の売却促進、有効活用に新たな手法を何か考えているのか。

以上、3点の答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） それでは、阿波清風会松永議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

集中改革プランについてということで、1点目、農業経営の活性化についてでございます。

阿波市集中改革プランにつきましては、阿波市の行財政改革大綱に基づきまして、行財政改革を計画的に実施するための方策を示したものでございます。集中改革プランでは、財政状況の厳しい中、新たな行政システムの構築、財政の健全化と充実した行政サービスの向上を目指すために、期間を、当初の第1次計画では平成17年度からの5年間、第2次計画では平成22年度から26年度までの5年間といたしております。それぞれの実施項目ごとに検討を行っているところでございます。この第2次集中改革プランでは、第1次の基本方針に加えて、農業を推進する町を明確化するため、魅力的で活力ある産業振興の確立として、農業関係に4つの項目、1つは担い手の育成、1つは農地の保全確保、1つは学校給食での地域食材の利用促進、1つは農産物のブランド化の推進の4点を上げております。それぞれの期待される効果ごとに計画を立てております。そして、これらをより具体化し、さらに実現化させるため、平成23年3月には阿波市農業振興計画を策定をし、いろんな事業を実施しているところでございます。

それでは、議員具体的な質問内容でありました担い手育成の中にIターンやUターンは含まれているのかというふうなご質問でございましたけれども、これにつきましては、この阿波市農業振興計画の中で、多様な担い手の育成という項目がございます。その中で、新規就農者の育成と確保として、新規学卒者やUターン就農者、新規参入者等の多様な新規就農者の育成確保を図るため、関係機関、団体と連携のもと、支援や体制強化を促進しますとしておりますので、Uターン、Iターンにつきましては、担い手として考えておるといふふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほど申しました4項目の中に、数値目標が設定されていないというのはなぜかというふうなことについてでございます。

この阿波市集中改革プランは、各事業の把握とその傾向を示すものであります。数値目標の設定については、農業関係の以外の項目やプラン全体を見ても、財政や自主財源としての市税等においては、当然その金額が指標となるものなので、金額を明示しておりますが、それ以外の項目につきましては、事業として取り組むべき事業年度などを

その指標といたしております。これらは、行政サービスなどのソフト的なものが多く、人と人、あるいは計画の見直しなどについては、単に金額だけであらわすことができないため数値目標を示していないというふうなことにさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それと、このことが行政改革にどのように結びついているのかというふうなことについてですけど、まず行政改革につきましては、将来にわたって持続的に発展し続ける市政を実現するため、総合計画や各種計画との整合性を保ちながら、国の動向を注視し、時代の変化に対応した新たな行財政システムの構築を図り、財政の健全化と行政サービスの充実、向上を目指すものであるという必要性があります。

集中改革プランにおいて、期待できる効果と、その実現と実施年度への取り組みを各事業の指針として検討していく中で、無駄なものは省き、余分なものは縮小し、足りないものは追加していくような取り組みを行うことで、プランと行革の結びつきというものが生まれるんじゃないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 松永議員のご質問にお答えさせていただきます。

2点目の件ですが、集中改革プランでは、危機管理体制の充実を掲げ、その中で避難所、避難経路の見直しと周知徹底という項目がございます。

それでは、答弁させていただきます。

阿波市地域防災計画では、市の施設を含め現在63カ所を避難所として指定しております。現在、市では東日本大震災を踏まえ、阿波市地域防災計画の見直しに際し最も重点を置いているのは避難所の見直しであるにとらえて作業を進めております。この避難所の中には、吉野川の浸水想定区域にある避難所もございます。また、耐震化のおくれや老朽化した避難所もございますので、避難所の災害種別区分に基づいた設定を現在関係防災機関等と協議を行い、区分け案ができております。

次の作業として、避難所のうち、東日本大震災では多くの学校が避難所として開設され、多くの避難者を受け入れられました。また、避難所となっていた学校が被災したということも発生しました。このようなことから、震災等の場合には、市民の主な避難所となり、避難生活に直結する学校に主眼を置き最重点課題にとらえ、教育委員会、各学校と協議を行い、学校防災マニュアルの作成または更新作業とあわせ避難所運営マニュアル案の

充実を行い、被災時等における行政機能が麻痺した中、避難所となった学校が少しでも円滑な避難所運営ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、現在、広報あわや阿波市のホームページに掲載することにより周知徹底を図っております。

また、徳島県と市建設課において、市内の土砂災害危険箇所について土砂災害警戒区域と特別警戒区域の指定を進めており、指定が終わった箇所につきましては、防災対策課、徳島県、市建設課と地元代表者、消防団等を交え、土砂災害ハザードマップを作成しております。現在のところ、土砂災害ハザードマップは、日開谷の一部、伊沢谷の一部について作成しております。地域で実施した土砂災害に対する訓練や自治会長等を通じて当該地域の方々に配付しており、防災対策課窓口での配布、また阿波市ホームページでも公表を行っております。この土砂災害ハザードマップの作成過程におきまして、市指定の避難路に加え、その避難路に出てくるまでの地域の避難路を地元代表者や消防団等と協議し、地元からの避難路として掲載しております。

今後とも、関係機関と協議の上、避難所や避難路について更新等を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(7番松永 渉君「3点目もしました」と呼ぶ)

失礼しました。3点目も続けて答弁させていただきます。

未利用財産の売却促進、有効活用についてということでございます。

市が保有する公有財産の有効活用及び処分につきましては、阿波市公有財産処分等検討委員会設置規定により運用しております。所管課より提出されました未活用の公有財産につきまして、阿波市公有財産処分等検討委員会により審議を行っております。今年度につきましては、旧阿波町役場跡を含む4物件について審議を行いました。景気が低迷した状況下ではありますが、総合整備や売却も含め、慎重に照査、検討してまいりたいと考えております。

次に、法定外公共用財産の払い下げについてでございます。

法定外公共用財産のうち、周辺の開発等の変化により機能を喪失しているものにつきましては、建設課等で用途廃止の後、普通財産として企画課に引き継ぎぐこととなります。この後、阿波市財務規則等の規定により、払い下げの処理を行っております。

前年度におきましては、申請件数が5件、売却金額が136万1,241円となっております。今年度につきましては、現在のところ申請件数が2件あり、売却額146万2,

199円となっております。既に、引き渡しまで完了している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 少し再問をさせていただきたいと思ひます。

数値目標なんですけども、農業振興の、要するに行財政改革実施に当たって、大綱の中に、可能な限り数値目標を定めた集中改革プランを策定するというような項目も入ってます。さっき、金額って言われましたけど、例えばの話、担い手育成の場合だったら担い手の年代別の増減数とか、農地の保全確保なんかやったら遊休農地とか放棄地の面積増減、学校給食での地域食材の利用促進、地産率なんていうのは、既に何回か今まで出てますので、そういうもんであらわすことができるだろうし、農産物のブランド化の推進なんかは、ブランド品の年々の売上高なんかで一つの指標ができて、それがやっぱり改革を進めるし、市民にとっても、ああこういう成果上げてるんじゃないかというところがわかると思うんですけど、この点をもう一度考えられるかどうか答弁をいただきたいと思ひます。

それから、担い手のIターン、Uターンについてでありますけども、これについて阿波市独自の受け入れ支援とか定住策っていうもんは考えられておられるのかどうか、その点についても簡単に答弁をお願いしたいと思ひます。

それから、避難所、避難経路の見直しにつきましては、東日本の大震災でそれをきっかけに阿波市独自の見直しをやっているということでもあります。その中で、少し違うんですけど、避難所、避難経路の見直しと周知徹底についてでありますけど、阿波市ってすごく高齢化社会になっております。特に、東北の震災なんかを見ても、やっぱり高齢者の被災っていうのが物すごく多いんで、この点やっぱり高齢者対策を避難所のほうにどうされるのか。避難所には、やっぱり病気で薬や介護が必要な高齢者もいます。そのための人材確保が必要であります。また、避難経路については、自力で避難できない高齢者もいます。そのため、送迎や介護者が必要となります。周知徹底についても、高齢者は情報収集ができない人もいます。聞こえない、読まない、見ない、忘れる。そのために、避難の相談や送迎を行う避難支援者が必要であります。また、台風時などの家財や雨戸の飛散防止や交通対策用の土のうの準備等、災害対策支援も必要であります。ひとり暮らしのお年寄りが、土のうを、あるけんとりに来いって言われても、80歳の人が行くわけにはいかんし、また本当に今避難しとんやけど、家の戸が壊れ飛んだけん直せるかったら、直せません。そういうときに相談したり、避難所へ連れていかれる方が必ず要ると思ひます。そういう、

要するに、ひとり暮らしの高齢者など、高齢弱者に対して避難支援や災害対策支援を阿波市、消防団、地域、福祉関係者など、だれが担うか、その仕組みは阿波市が構築すべきと考えていますが、どう対応されるのか、答弁をお願いしたいと思います。

3点目には、未利用財産の売却促進、特に有効活用についてでありますけど、その有効活用策をどのような方法で見つけ出すのか。今やられている、現在行われている状況は今説明を受けたんですけれども、今後進めていく上で、多くの、今までだったら地域の要望で職員がしていたというような状況もありましたけれども、職員のアイデアとか市民のアイデア、それから公募によるアイデア、それから民間のそういう会社にアイデアを出してもらうとか、地域のアンケートをとるとか、何らかの新しい手法を考えているのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 松永議員の再問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、1点目でございます。

農業関係の集中改革プランで4項目ほど設定をいたしておりますけれども、その中で数値的なものが目標として掲げることができないかというふうなことでございます。それで、少し説明をさせていただきますと、4項目、担い手の育成というふうなことで、この項目においては新規就農者の育成確保、また認定農業者の育成、集落営農体制の構築、それとさらには小規模農家や女性や高齢者に対する就農促進というふうな項目で検討していきたいと思っております。

それと2点目、農地の保全確保につきましては、まずは1点は、有害鳥獣対策を考えていきたいというふうなことと、2点目として、耕作放棄地の発生の防止というふうなことを考えていきたいというふうに思っております。

それと、3点目の学校給食の地域食材の利用促進というふうなことににつきましては、まず地産地消の促進として、市民が身近な場所でいつでも安全・安心な阿波市産の農産物を購入できる供給体制をやっぱりつくっていかねばならないというふうなことと、地産地消を進める意味で、学校給食においても阿波市産の食材の利用を進めていきたいというふうな取り組みを考えております。

それと、農産物のブランド化の推進というふうなことですけれども、阿波市におきましては、県下一の農業地帯というふうなことで、いろんな農産物が生産をされております。

それで、阿波市にふさわしい品質の安定した農産物の生産とバランスのとれた流通販売の対策を促進しながら、阿波市ブランドの形成といいますか、阿波市ブランドをつくっていききたいというふうな考え方を持っております。

それで、ブランド品を設定することで、阿波市ブランドとしての質の安定した農産物の生産拡大や流通の促進、付加価値を高めての価格の安定につなげていきたいというふうなことで考えております。

それで、議員が申された数値的な設定というふうなことにつきましては、再度この内容を精査いたしまして、そのような目標が設定できるかどうかというふうなことも十分検討をさせていただいて、できるのであれば、また数値目標ということについても考えてみたいというふうに思っております。

それと、2点目、Iターン、Uターンについての受け入れ態勢についてでございますけれども、現在阿波市においては、Iターン、Uターンの受け入れの態勢は実は行政としてはできておりません。

それで、現在農業従事者の高齢化や、また後継者、担い手が減少するというふうな状況がございます。それで、そのようなことで耕作放棄地がふえたり、遊休農地がふえたりというふうな現状がございます。それで、市としても、農業施興計画の中でUターン、Iターンも受け入れていくというふうなことも掲げておりますので、今後どのような受け入れ態勢ができるのかというふうなことについても十分検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 松永議員の再問にお答えさせていただきます。

1点目、高齢者等の対策についてでございます。

災害時には、いわゆる災害弱者の方が被害に遭われる可能性が、他県の過去の事例からも考えられます。災害弱者の方をいかに避難させるかにつきましては、台風時ですと、まだ徳島県にその影響が及んでこない時期に、安全な場所へ避難していただくことが考えられます。それには、地震等の災害を含め、自主防災組織の活躍が重要となります。阿波市におきまして、平成18年度から自主防災組織に結成、活動に対し補助を行い、その活動をサポートしてまいりました。平成23年4月1日現在、その結成率は71%を超えております。この自主防災組織の活動には、平常時には危険箇所等の点検、連絡網の整備、災

害時要援護者の把握等があります。また、地震等の大きな被害時には、防災機関の初動がおくれますと、初期消火活動、倒壊家屋からの住民の救出、住民の安否確認、災害時に災害時要援護者の避難支援等の活動を行う必要があります。このようなことから、自主防災組織の方々につきましては、消防署等のご協力もいただき、日ごろから初期消火訓練に始まり、避難者救護訓練や避難訓練、災害弱者に対する避難訓練等、多岐にわたり実施していただき、地震等の災害や不測の事態に対し対処する活動を行っていただいております。地域住民の安心・安全に寄与していただいております。今後は、自主防災組織の各般の役割分担をもとに訓練を計画し、地域の中で、議員が言われましたように、土のうについても、だれが運ぶのかとか、だれをだれが助けるのか、どのように連絡するのか等についての計画を練っていただき、地域の高齢者等の災害弱者が一人でも災害に巻き込まれないように地域で見守る体制を訓練時等に指導してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の未利用財産の売却有効利用について何か新しい方法はっていうことですが、売却可能資産の範囲や抽出方法を再検討することや低利用の施設の統廃合、余裕スペースのある行政財産の有効活用等、幅広く市有財産の有効活用について検討を加えることも必要であると考えております。地域住民からの提案や外部からの検討を加えることも、今まで市が進めてきた資産の有効活用をさらに推進させることができると考えております。

今後におきましては、市有財産の有効利用、売却促進に取り組みたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） Iターン、Uターンについては、その支援策とか定住策っていうのも、このごろ地域間でとり合いみたいになって、いろんな本当にたくさんの支援策も県内各地でうたわれております。阿波市もおくれないように、済いませんけど、検討をしていただきたいなと思っております。

それから、高齢者、特に弱者の方に対して自主防だけで対応するというふうな感じに受け取れましたけれども、吉野川市なんかでは、民生委員がまず避難のときの相談、特別に悪い方把握できてますんで、既に相談相手になって、それから動かしていく。したがって、自主防と阿波市と消防団、地域、そこいらの連携の中で動かす仕組みをつくっていただきたいと思います。もちろんこの中には、やっぱり介護も必要なんで、福祉関

係者も入ると思います。

それから、施設の有効活用ですけれども、これから新庁舎、それから交流センターなど、中央にいろんな施設が集まってきます。その分、周りの施設があく施設が多くできます。これらを地域づくりとかまちづくりに有効活用すべきだと思うんです。そうしないと、周りが物すごく廃れていくような気がしますので、今後いろんなアイデアを出して、地域の有効活用できるような施設をつくってほしいと思います。

阿波市は、平成26年が有利な借金の特例債の期限ということもあって、平成26年までに庁舎、交流施設、給食センター、保育所等、多くの箱物が建設されます。しかし、新しい箱物がいかに効率的に行政サービスに活用されるかは、中で働く人材で決まります。箱物建設がハードの面の整備なら、行財政改革はソフト面での整備であります。行財政改革を人材育成の場と考え、厳しい財政状況の中、地域主権時代を担う人材に育つことを期待して、この質問を終わります。

次に、事業評価であります。

狂犬病予防事業について質問をいたします。

狂犬病予防事業の目的、事業内容、事業量、作業別労働時間、財源内訳及び事業効果について、簡単明瞭な答弁を求めます。また、狂犬病予防事業の事業効果については、地域で70%以上の犬を予防接種しなければ流行を抑えることはできない状況の中で、阿波市は登録数の60%ぐらいが予防注射接種率ということは、野良犬など登録されていない犬がいるため、阿波市に実在している犬の30から40%の予防注射接種率であり、予防効果は低いと思われます。また、日本では50年以上発症がなく、ということは、日本には狂犬病ウイルスがないということを考え、この2点から予防注射事業でなく、輸入検疫制度の充実や治療薬の開発などの狂犬病対策を考えるべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 阿波清風会松永議員の代表質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、事業評価、狂犬病予防事業について、事業の目的や事業内容、また事業量や事業費、事業効果についてどう考えるのかということでございます。

狂犬病予防事業は、狂犬病予防法に基づきまして、狂犬病の発生を予防して、その蔓延を防止、撲滅することにより公衆衛生の向上を図ることを目的として実施されております。狂犬病予防法第4条及び5条では、飼い犬の登録と予防注射について規定をしております。

まして、犬の所有者に対して登録と予防注射を義務づける一方、市町村の業務としては、登録原簿の管理と犬鑑札の交付、狂犬病予防注射済証の交付を義務づけておるところでございます。本市におきましても、これに基づきまして、登録、異動、死亡などの台帳管理と鑑札の交付並びに予防注射を実施しております。

事業量につきましては、登録や異動申請の受理、それに基づく台帳管理、また飼い主への啓発広報や予防注射などの業務のほか、野犬や飼い犬の苦情対応が主なものとなっております。

事業費といたしましては、台帳管理の委託料や県獣医師会への事務費支払いなどの直接事業費のほか、人件費が必要となっております。この財源といたしましては、登録手数料や狂犬病予防注射手数料などが充てられております。

この事業の事業効果についてでございますが、ご指摘のとおり、現在日本国内には狂犬病の発生はありません。しかしながら、狂犬病は、周辺国や世界のほとんどの地域で発生しておりまして、世界じゅうで年間5万人を超える人が死亡しているとも言われております。このことから、日本においても常に侵入の脅威にさらされておりまして、国内で発生した場合は、発生の拡大と蔓延の防止を図ることが重要であります。そのためにも、飼い犬の登録と予防注射を確実にを行うことが必要と思っております。

狂犬病予防事業は、日本全国の市町村で行われております。現在、日本で発症事例がなく、安全な状況にあるのは、長年の取り組みの成果であるとも言えます。

また、輸入検疫制度の充実や治療薬の開発を考えるべきとのご意見をいただきました。犬猫の輸出入に関しましては、動物検疫所による検疫制度がございます。狂犬病は、発病してからの有効な治療法はまだ確立されていないのが現状です。世界には、多くの発生事例もある現状から、ご意見のような対策も大切であろうと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 狂犬病を発症しますと、100%助からないと言われております。そういう面から、予防注射は必要でありますけれども、ほとんど効果がない、流行をとめることができない状況の中で続けるというのは、いかがなものかなとは思っております。

次に、狂犬病予防事業の評価シートについて再問します。

今、全庁的に事務事業ですべてこういう評価シートで事務事業を評価しています。この

事業の必要性についてという項目があるんですけども、この事業の必要性については、住民満足度向上のため、現在的手段、方法などの改善の余地がないと評価してます。現在、正確な何ぼ阿波市の中の犬の接種率がなってるかっていうことも把握はされてませんが、さっき言うたように、輸入検疫制度の充実や治療薬の開発対策等、手段や方法の改善の余地はあると思います。しかし、このシートでは「ない」と書かれています。また、有効性の項目については、施策の目的を実現するために事業内容が適切であると評価されています。しかし、実在する犬の頭数や登録頭数も、死んだやつなんかの確認ができてないので、実在数は把握してない現状で、評価する以前の問題だと思います。事業内容が適正と言えないと思います。また、この事業の達成度について、目標設定に対しておおむね目標を達成しているという評価であります。目標数値は100%である。目標数値の接種率100%でも、実在頭数の60%で、狂犬病の流行はとめられません。現状は、阿波市では100%でなくて61.9%であり、目標達成にはほど遠いと思います。この狂犬病予防事業は、必要性、有効性、達成度の上からも見直すべきではありませんか。また、この事業の効率性について、平成19年からずっと予算、人員と成果の関係で、実施手段を見直す余地があると言われて、取り組まれています、19年から。果たして、どういう取り組みをして、どんな成果が19年から行われたものの取り組みの方法とどういう成果が上がったのか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 松永議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、必要性、有効性、達成度の上から、狂犬病予防事業を見直すべきではないか、また実施手段の見直しと成果についてということでございます。

先ほども申し上げましたが、この事業は狂犬病予防法に基づいて実施しておる事業でございます。飼い犬の登録管理を適正に行い、狂犬病の発生を予防する観点から事業の必要性、有効性はあるものと考えております。

ご指摘のように、登録されていない飼い犬や野犬などの実数把握ができていないことや予防注射接種率が、平成21年度は61.9%と低く、事業目的が十分に達成できていない点がございます。予防注射を受けるのには、動物病院で受ける方法と集合注射による方法がございます。市の対応といたしましては、予防接種率を少しでも高めるために、春に吉野町、土成町、市場町、阿波町の順に各町3日間、秋に2日間、計14日間の集合注射を行っております。本市には、土成町に動物病院が2軒あるだけで、他の3町には動物病

院がございません。車に乗れない高齢者の方などは、集合注射のときでなければ予防注射ができないと思われ、各地域に出かけての集合注射は、市民ニーズに合った方法であると考えております。

集合注射の実施につきましては、台帳登録をされている飼い主全員の方への通知や広報紙などを活用した広報を行っておりますが、接種率を高めるまでには至っていないのが現状でございます。飼い犬の登録をふやし、予防接種の接種率を高めるためには、飼い主の意識啓発が必要と思っております。今後においては、広報紙やケーブルテレビ等を活用した広報などにも工夫をするとともに、市内動物病院や県獣医師会などの関係機関への協力をお願いしながら、事業効果を高めるよう努力してまいりたいと考えております。

また、事業評価シートによる評価につきましても、ご指摘をいただきましたことについて、各項目をもう一度精査をし、今後の評価に生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 平成19年から阿波市においては予防注射の広報啓発に取り組み、接種率の向上を目指してきました。しかしながら、接種率については、平成19年70.9%から下がり続けて、平成21年には61.9%まで下がっています。

評価シートの活用については、私は、このシートは事務事業評価だけでなく、人事評価にも活用できると思います。人件費対行政サービス効果を見ると、安い給料の人でも、高い給料の人の事業成果が同じなら、同じ事業なら給料の安い職員や臨時職員を使うべきであります。ちなみに、狂犬病予防事業の人件費は0.5人分で314万2,000円あります。この金額は、ここ数年緊急雇用で雇われた人、また地域活性化の地域応援に来てくれた人、また7割おる臨時保育士さん等の臨時職員の3倍以上になります。また、給与は年々上がりますが、成果は年々下がっています。担当職員に対する指導や支援を考えるべきであります。

事業評価シートは、自分がこんだけの人件費をもろてこの仕事をしていますよという自己申告による人事評価シートでもあります。しかし、評価シートは、評価することが目的ではなく、職員がみずからの能力開発に活用し、事業成果を上げ、みずからの昇給に利用できる職員に育つことを期待いたします。

狂犬病については、発症後の死亡率はほぼ100%であります。確立した治療法がないことや世界の狂犬病流行地域からの日本への再侵入の危険性等も考えられます。しかし、

今の狂犬病予防事業は、費用対効果が低ばかりか、必要性や有効性にも問題があると考えます。輸入検疫制度の強化や治療薬の開発、野犬の駆除等、再検討することを望み、この質問を終わります。

次に、栢原最終処分場について。

美馬環境整備組合の管理責任者である美馬市長が、組合議会や美馬市市議会全員協議会で、安全性が担保できましたので現計画を推進しますと発言され、美馬環境整備組合が8月29日に臨時議会を開き、用地購入費や埋蔵文化調査費などの予算案が可決され、栢原最終処分場の事業が動き出しました。

美馬市の栢原のごみ最終処分場は、美馬市の東の端であり、今回の工事は、美馬市よりも阿波市のほうが多くの環境汚染の心配があります。阿波市の飲料水や農業用水など、住民の健康と暮らしを守る観点から、阿波市としてはこの事業の安全性は担保されたと考えられているのかどうか、答弁を求めます。

また、市民の方々が特に心配されていることが3点あります。

1点目には、用地の問題であります。財源がないということで、すぐ隣りに用地決定されました。この場所は扇状地の先端であり、地下水や曾江谷川、吉野川の伏流水が交差する地盤の安定性に欠けるところであり、汚染水が漏れる心配があります。

2点目には、新設処分場の設計変更の問題であります。廃棄物が当初計画の倍見つかったため積み上げる高さを3倍にし、のり面の傾斜を急勾配にした、いわゆる場当たりの対応であります。また、高さ15メートル積み上げられるため、地震により崩れる心配もあります。

3点目には、この事業は事業費40億円以上、維持管理費を入れると60億円にもなる事業で、この計画の技術的妥当性及び安全性について検討された栢原最終処分場検討委員会の委員長提案の報告書は、11対2で否決されました。専門家を加えた検討委員会では、安心・安全性は担保されませんでした。これらのことが、阿波市民としては特に心配な点ではありますが、阿波市としてこの工事の安全性確保をどのように検討されたのか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 阿波清風会松永議員の代表質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、栢原最終処分場について、処分場移転事業の安全性についてということとでございます。

拝原最終処分場の件に関しましては、本市議会においても、これまでも何度かご質問をいただいております。下流域に位置する本市といたしましても、事業の進捗状況や経緯などについて再三説明を求めてまいりましたが、今回ご質問を受け、事業実施主体である美馬環境整備組合に改めて現在の状況についての確認をいたしました。それによりますと、拝原最終処分場適正処理事業につきましては、今年度中には埋蔵文化財の調査を開始し、平成24年度から新最終処分場の建設工事に着手する予定となっております。また、廃棄物自体の撤去工事と埋立工事は、平成25、26年の2年間をかけて行うこととなっており、調査設計費、工事費、用地費を含めました概算事業費は45億7,800万円となっております。

事業内容につきましては、既設最終処分場からの廃棄物の撤去と新最終処分場への埋め立てに分けることができます。既設処分場につきましては、撤去に伴う埋立物の流出や地下水汚染を防止するため鉛直遮水工を行うこと、また積極的に中間処理を行い、埋設廃棄物の減容化に努めるほか、水処理につきましても適正に行い、放流水質については環境基準に準拠するとしております。

また、新最終処分場につきましては、敷地面積が約4.9ヘクタール、埋立面積が約2.1ヘクタール、埋立容量は約21万5,000立方メートルの管理型最終処分場となっております。埋立期間は、平成25年11月から27年3月までを予定しています。また、埋立地には、洪水時対策として外周盛り土堰堤に侵食防止ブロックを設置し、その内側には防水シートを設置するほか、底面やのり面部は、長期的な安全性を考慮して、三重の遮水構造にすることとなっております。このほか、漏水検知システムの設置や観測井戸の設置により常時モニタリングを実施するほか、水処理につきましては、調整槽、生物処理や凝集膜分離、活性炭吸着やキレート吸着、滅菌などの処理工程を経て放流を行い、放流水質は環境基準に準拠するものとなっております。

処分場の適正処理に係る環境影響調査や新最終処分場実施設計等に当たり、専門技術的な検討を行い、安全性や経済性等さまざまな面から総合的に最適な処理事業にすることを目的として設置されておりました拝原最終処分場検討委員会におきましては、各委員から多様な意見が出されたとのこともお聞きしております。また、この委員会の委員長見解として、今後の具体的な撤去計画や新処分場の実施設計に当たっては、本報告書に添付された資料に基づいて、特に新処分場予定地における詳細な地盤調査を行って、新処分場の詳細設計を具体化されることを期待するとのことが記載されています。

この事業につきましては、隣接市の加入する一部事務組合であります美馬環境整備組合が実施する事業でもございます。国の循環型社会形成推進交付金事業を活用する事業であります。多大の経費を要する事業でもあり、事業実施主体においてもさまざまな角度から検討を行い、安全性の確保についても留意をされているとは思いますが、事業地の下流域に位置する本市といたしましては、必要に応じて問い合わせなども行い、正確な情報の開示を求めてまいります。また、環境基準の厳守と下流域住民に不安を与えない事業となるよう注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） この市民検討委員会ですけど、本当に僕は何回か行かせてもらったんですけど、専門的にレベルの高いものでありました。それが否決されたんですけど、各専門委員がいろいろまだ意見書を出した中に条件づけをされてまして、まだこれからその工事がされていきますんで、そうした条件やっぱり入れて、安全なもんをつくっていけるように、阿波市としても見守ってほしいなと思っております。

美馬市拝原の旧ごみ最終処分場の移転事業については、他の行政区域の事業であります。美馬市の東の端であり、阿波市の飲料水の水源の前に廃棄物の最終処分場ができることであります。今回の工事は、美馬市よりも阿波市のほうが多くの水質汚濁や環境汚染の心配があります。阿波市の飲料水や農産物など、住民の健康と暮らしを守るためにも、今後とも阿波市は拝原最終処分場移転事業の安全性確保に精力的に取り組むことを要望して、この質問を終わります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

阿波市においては、農業立市を掲げ、多くの農業振興策にも取り組まれています。中山間地においては放棄地や遊休地が年々増加しています。この原因は、中山間地の農業生産性の低さや高齢化、後継者不足もありますが、鳥獣被害が大きな要因になっています。生産性の低い上に、農産物が鳥獣に食い荒らされてしまいます。また、捕獲や防護さく、鳥獣ネットなどの鳥獣対策は、高齢者に大きな負担になるばかりか、身の危険もあるため、農業をしたくてもできない状況の中で、放棄地や遊休地が増加している事例はたくさんあります。このような状況を踏まえて、3点鳥獣被害対策について質問をいたします。

1点目には、野猿の対策であります。

鳥獣のうち、特に猿は、駆除員もとりにたがらない上に、集団行動で人を威嚇したり、民

家に侵入するため、子供や高齢者には危険であります。さらに、利口で、防護さくを上ったりくぐったりするため効果的な対策がなく、住民は困っています。阿波市として、野猿対策にどう取り組むのか、答弁を求めます。

2点目には、鳥獣駆除員の育成についてであります。

地元の駆除員がいなくなった地域もあります。現状、駆除員は十分に確保できているのかどうか、また駆除員の高齢化が進む中で、駆除員の育成をどうするのか、答弁を求めます。

3点目には、駆除をしながら鳥獣被害が年々増加している中、行政、駆除員、警察、事業所、地域が連携して、総合的な対策が必要だと考えるが、具体的対策や実施時期は検討されているのか。

以上、3点答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 阿波清風会松永議員の代表質問にお答えをいたします。

有害鳥獣対策についてということで、まず1点目、野猿対策についてでございます。

阿波市におきましては、猿による農作物の被害件数は年々増加の傾向にあります。民家付近で頻繁に目撃されるようにもなっております。現在まで住民に対する直接的な被害はございませんが、将来においてはいつ起こっても不思議でないというふうな状況になっておるかと思っております。そのため、阿波市の対策といたしましては、市内の猟友会に駆除を委託し、わなや銃器による捕獲の実施をいたしております。駆除の実績といたしましては、平成21年度が19頭、平成22年度が22頭となっており、平成23年度におきましては、現在までに30頭以上が捕獲をされているという状況でございます。

また、駆除以外の対策といたしましては、猿による被害の相談があった住民に対しては、今ロケット花火を提供するなどして威嚇による追い払いを行うなどの自衛策の実施をしていただいております。また、他の対策としましては、モンキードッグの導入なども野猿対策には有効とされております。しかしながら、モンキードッグによる追い払いは、訓練された犬とはいえ、犬を野放しにする対策でありますから、地域住民の理解や地理的条件により実施が困難な例もございます。

今後、阿波市といたしましては、他の市町村の対策等も参考にしながら、地域の実情に応じた野猿対策について十分調査また研究も行いながら対策を考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目、駆除員の育成についてというご質問でございます。

有害鳥獣の捕獲に従事するためには、原則として銃もしくはわなによる狩猟免許を取得し、狩猟者として登録することが必要であります。狩猟者につきましては、全国的に年々減少し、また高齢化が進んでいるという状況でございます。これは、県内の市町村においても同様な傾向となっております。

阿波市においても、有害鳥獣の駆除を地元猟友会に委託しておりますが、猟友会の会員の平均年齢につきましては、既に50歳を超えるというふうな状況であります。今後、10年もすると、駆除に従事できる人員は大幅に減少するんでないかということも予想されるわけでございます。駆除員となる狩猟者の育成が大きな課題となってきたという状況でございます。

それで、狩猟者が減少している要因につきましては、いろんな趣味の多様化、銃の所持許可の取得の難しさ、さらには狩猟免許の取得や狩猟者登録の費用の負担など、さまざまな要因が考えられるんでないかというふうに思っております。徳島県におきましては、今年度新しい事業として、新規狩猟者を増員するための広報活動やイベント活動等を行っているというふうに聞いております。

阿波市におきましても、県や他の市町村の施策を参考にさせていただきながら、新規駆除員の育成に今後努めていきたいと考えております。

なお、わな猟につきましては、銃を所持しなくても比較的簡単に免許を取得できますので、農家の後継者の方々などが新規に免許を取得していただき、自己防衛手段として駆除に参加していただければと考えております。駆除員の増加にそのことがつながるものと考えております。免許取得推進に向けた広報活動なども今後行っていきたいというふうに考えております。

それと、3点目、有害鳥獣対策についての総合的な対策についてということでございますけれども、有害鳥獣対策といたしましては、鳥獣による農産物の被害を防ぐため、地元の猟友会に駆除業務を委託し、駆除を中心とした対策を行っております。対象の鳥獣につきましては、イノシシ、猿、カラス、カワウなどに加え、ヒヨドリの被害もふえておるとい状況でございます。

有害鳥獣駆除の件数につきましては、平成21年度の許可を出した件数は29件、平成22年度の許可を出した件数は43件というふうにふえておる状況でございます。

平成22年度の鳥獣別の農作物の被害額につきましては、イノシシにつきましては11

0万円、カラスが230万円、猿が28万円、ヒヨドリにつきましては25万円となっております。被害額につきましては、被害の報告があった際に現地へ出向きまして聞き取り調査などを行っていますが、あくまでも駆除の許可を出す際の調査でありますので、報告のない潜在的な被害も多いと考えられております。

鳥獣による被害の抑制につきましては、銃器やわなによる捕獲は一定の効果がありますが、駆除は万能ではなく、完全に被害を防止することはなかなかできないと思っております。また、今後は、狩猟者の高齢化などにより、駆除に従事できる人員も減少し、鳥獣への抑制力が低下することが懸念をされているというふうにも考えております。

駆除以外の対策といたしましても、県の補助事業を利用したさくの設定などを行っておりますが、農家によって防除に対する意識に差があり、電気さくや網などで被害を防除している農家もあれば、少々の被害なら防除せずに放置している農家もございます。こうした防除をしていない田畑が鳥獣にねらわれ、今までに被害が出なかったところまでだんだんと被害が拡大しているというふうなこともございます。

被害の軽減には、人間の生活圏に侵入し、また接近する鳥獣の個体数の駆除と防除により軽減させることが必要でなかろうかと考えております。そのためには、駆除に従事できる人員を少しでも多く確保し、迅速かつ広域にわたり駆除を実施できる体制づくりを行っていく必要があると考えております。

また、農家の方々の駆除に対する意識を高め、集落が一体となった防除態勢をつくっていただき、田畑がえさ場とならないようにすることが必要と考えております。こうした駆除と防除を合わせた対策を行政と市民の方が一緒になって行い、野生の鳥獣による農作物の被害をなくすことができるよう行政としてもこれから努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） ちょっと少しだけ再問させていただきたいんですけど、野猿対策なんですけど、本当に年々物すごく数がふえてきてます。例えばの話、大きな仕掛けをつくってやる方法とか、駆除員を一堂に集めて一気にやる方法、それから補助額を、よそなんかは補助額倍に上げたためにみんなが必死になってとったとかという方法もあります。そういう根本的にやることは考えられているのかどうか。それと、鳥獣駆除員の育成なんですけども、資格取るための支援とか補助は考えられているのかどうか。

その2点だけ、少し答弁をいただきます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 松永議員の再問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目は、全体的、広域的な取り組みができないかというふうなことでございませうけれども、鳥獣駆除につきましては、今猟友会にお願いして駆除をいたしておりますけれども、猟友会自身が非常に高齢化し、人数も減ってきておるといふような状況がございませう。それで、鳥獣害の対策につきましては、農家の後継者の方も含めた中で、地域全体での取り組みが今後必要になってくるんでないかというふうにも考えております。

それで、今行政としましては、ご質問いただきました一斉の対策というふうなことまでは、今現在計画はできておりませうけれども、今後そういうことについても考える必要があるんでないかというふうにも思っております。

それと、支援策というふうなことでございませうけれども、今申したように、非常に猟友会の吏員の方が減少する中で、反面鳥獣害がふえとるといふような状況がございませうので、今後行政としてどういうふうな形で支援ができるのかというふうなことについても十分考えていきたいと思えます。特に、わな猟に関する免許については比較的簡単に取得ができますので、そのようなことについても何か支援策できないかというふうなことについても十分検討させていただきたいというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 確かに、猟友会ちゅうんは、猟を楽しむ部分もありますし、駆除員も高齢化しています。やっぱり地権者が自分の土地を守るんが一番だと思えうんです、その部分では、どっから入ってくるとか、どこへ出ていくっていうのはすぐ地権者わかりませう。ただ、今のところ阿波市と猟友会との関係はできてるけど、被害者とか持つとる人、駆除されてる方いっぱいいます。そこいらの関係、総合的な連携のとり方なんかも、やっぱり阿波市のほうで調整して、つくって行ってほしいなと思えます。

それと、さっき人的被害なかったような話なんですけど、きょう日開谷のほうでは、おじいちゃんやおばあちゃんがイノシシや、それから猿が威嚇に入ってきて、転んでけがしたとかというんがあります、現実に。

鳥獣被害については、農産物などの物損被害だけでなく、子供や高齢者の弱者の人、人的被害も出ています。また、生命の危険もありますので、早急に阿波市、駆除組織、地域

が連携した総合的な対策に取り組むことを強く要望して、私のすべての質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで阿波清風会松永渉君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時40分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ森本節弘君の代表質問を許可いたします。

森本節弘君。

○3番（森本節弘君） それでは、議長の許可を得ましたので、議席番号3番、志政クラブ森本節弘、平成23年第3回阿波市議会定例会における代表質問を行いたいと思います。

今回の質問内容なんですが、大きく1つなんですけど、行政改革についてということで、その中の一つが新市まちづくり計画の見直しについて、見直しというか、再考、検証についてということでお伺いしたいと思います。2番目の中・長期の財政計画の考え方について、それと3番目なんですが、合併特例債の延長について。午前に引き続き、合併特例債においても、延長ありきではないんですが、新市まちづくり計画の中での特例債の活用という部分での延長についてお伺いしたいと思います。

今回の9月7日の開会において、市長より行政報告の中で合併特例債の活用期限の行政報告がございました。中の内容なんですが、本年の第1回定例会において、平成26年度から27年度へ1年間延長することについて、新市まちづくり計画を1年間延長し合併特例債を活用することが今後の阿波市の活性化に寄与するものと考えているという旨を答弁いただいております。最終的に、この12月の議会において合併特例法第5条の規定に基づき、徳島県知事と10月にも協議し、その上で議員各位に説明し、ご理解をいただければ、本年12月の市議会定例会において関係議案を提出したいという市長の行政報告をいただきました。それを踏まえてなんですが、行政改革についてどうたっておるんですが、実際合併してちょうど中日というか、中間部分過ぎ、後期のほうに入っております。その中で、合併特例法ってということにちょっと注目して、今回のあと残りの新市まちづくり計画の見直し、中・長期財政計画の考え方についてお伺いしたいと思います。

合併特例法においては、ちょっと一度合併特例法のもう一度見直しというか、考えてみたいと思うんですけども、市町村の合併特例法に関する法律というものでございます。この法律にのっかって、阿波市も合併に入ったわけでございますが、趣旨といたしましては、第1条に、この法律は市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため当分の間の措置として市町村の合併について関係法令の特例その他の必要な措置を定めるものとするとうたっております。1条の趣旨です。2条には、定義といたしまして、町村の合併とは、合併市町村とは、また3として合併関係市町村とはという旨の定義がございます。そして、この3条の中なんですが、これを主にして合併協議が始まりました。

3条の中に、合併協議の設置についてなんですが、大きく2点ございます。3条の中には、建設に関する基本的な計画、これを1つはしんとしまして、市町村建設計画というものを作成しなさい、そしてもう一つは、合併に対して合併協議会というものを置いてくださいと、この2点から合併は始まりました。そして、今の私たちの新市のまちづくりが、その合併協議会を経て、合併後それをもとにしてまちづくり計画を実行するごとく今に及んでおります。そして、今は合併中日を過ぎて、後期のまちづくりを再検証する、またそれによってできた施策、そういう関係施策ができていのかちゅうことを見直ししながら後期のまちづくりに生かしていったら、その部分でできていないものがあるのであれば、引き続き特例債を使いながら、1年延長にかけるっていうふうな方向で考えていったらいいんじゃないかというのが私の延長計画の中の答弁を求めたいことでございます。

その中でも、合併協議会の中で、またもう一つ4つほど大きな趣旨がございます。まちづくりの中なんですが、市町村建設計画の中には、おおむね4つの項目がございます。第1といたしまして、政令で定めるところにより作成するものとする、市町村計画はですね、そういうふうなうたっておって、第1に、合併市町村の建設の基本方針が第1、2が、合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、それと3番目に公共的施設の統合整備に関する事項、それと4番目が、合併市町村の財政計画、この4つが大きな市町村建設計画において実行していきなさいということで計画が進んでおります。

今回、後期に入りましてお聞きしたいのは、第1の新市まちづくり計画の見直しについて、それと中・長期の財政計画ですね、この4点目にうたわれとる合併町村の財政計画、これは中期、長期においてどのように考えていっているのか。そして、これを踏まえて新

市まちづくりの中で合併特例債の延長の方向をどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。答弁よろしく申し上げます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 志政クラブ森本議員の代表質問にお答えさせていただきます。

1点目の新市まちづくり計画の見直しについてでございますが、新市まちづくり計画は、合併による新市の建設を総合的かつ効率的に推進することを目的に、いわゆる旧合併特例法第5条の規定に基づき、平成16年にあわ北合併協議会が作成したものであり、計画期間は平成17年度から平成26年度までの10カ年で、その主な内容は、新市のまちづくりの基本方針、新市まちづくりの主要施策、公共的施設の統合整備、財政計画などあります。

平成17年4月の合併後は、新市まちづくり計画に基づき、その主要施策を実現するため、各種事業を展開し、平成19年3月には、新市まちづくり計画と整合性を図って策定した10カ年計画の基本構想に基づき、第1次阿波市総合計画前期基本計画の施策を推進してまいりました。今年度、平成23年度で終了するこの前期基本計画を見直すべく、第1次阿波市総合計画後期基本計画の策定を行っております。

合併時に作成した新市まちづくり計画は、社会経済情勢などの影響から、計画内容に変更が必要な箇所も出てきております。そうしたことにより、現在のさまざまな状況の変化及び事業内容の追加を考慮し、普通建設事業検討部会において、各部局より事業計画の提出を受け、検討しております。このことから、新市まちづくり計画について、後期基本計画と整合を図り、新たな施策を盛り込むこととし、あわせてこれら施策の実現に向け、基礎自治体としての財政基盤の堅持と財政推計の柔軟性を高めるため計画期間を1年間延長し、平成27年度までとしたいので、その変更手続に着手したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。また、この手続につきましては、市の将来を見据えた上で、真に市町村建設の変更が生じる場合は計画変更案を作成し、徳島県と事前協議を行い、異議がない旨の回答を得た後、市議会の議決を経て、総務大臣及び県知事への変更計画の送付を行うものとされております。

続きまして、2点目の中・長期財政計画の考え方について答弁させていただきます。

1番目の財政指標についてですが、最初に阿波市の平成22年度決算に係る健全化判断比率につきましては、実質公債費比率10.0%であり、早期健全化基準25%の範囲内

であります。将来負担比率につきましては31.8%であり、早期健全化基準350%の範囲であります。徳島県8市におきましては、平成21年度決算における実質公債費比率については徳島市に次いで、また将来負担比率につきましては阿南市に次いで健全な指標と成っております。

次に、経常収支比率につきましては、平成22年度決算で78.4%、対前年度比5.8ポイント減となっておりますが、徳島県8市におきましても、平成21年度決算における経常収支比率は一番健全な比率となっております。

次に、財政力指数につきましては、平成22年度決算で0.38、対前年度比0.03ポイント減となっております。

次に、財政状況についてですが、普通会計における平成22年度末地方債現在高の状況は193億2,661万6,000円となっております。そのうち、平成23年度以降普通交付税に算入される額が146億8,280万4,000円となりますので、実質的な地方債現在高は46億4,381万2,000円となります。今後も、地方債を発行する際、後年度に普通交付税措置されるメニューの選択に留意することが必要であります。

基金の状況につきましては、平成22年度末で82億1,980万3,000円、対前年度で申し上げますと21億63万4,000円、率にして34.3%の増となっております。以上のことから、財政の健全化は図れているものの、本市の財政状況は、歳入に占める自主財源比率は約30%と乏しく、依存財源である地方交付税や国県支出金等に依存せざるを得ない財政状況であると言えます。

吉川議員にも申し上げましたとおり、阿波市の平成17年度から22年度までの合併特例債の活用額については、活用額総額としましては56億4,050万円でございます。内訳につきましては省略させていただきます。合併特例債の活用限度額222億円に対し、活用率25%となっております。

続きまして、集中改革プランによる財政効果額が平成21年度実績で11億9,800万円と、行財政改革の一定の効果が図れております。

総務、市民、健康福祉、産業経済、建設、教育の6つの部会から、阿波市まちづくり計画に基づく普通建設事業の計画書を求め、ヒアリングした事業費から国、県などの特定財源を除いた、一般財源になりますが、に対し充当率95%で算出した合併特例債の平成23年度から平成26年度までの活用予定総額は、約79億6,250万円を想定しております。その主なものとして、庁舎建設事業として40億円、給食センター建設事業1

0億円、市道整備事業4億1,180万円、学校耐震整備事業8億6,440万円などでございます。合併特例債活用総額に対して136億300万円で、活用率約61%となる見込みでございます。しかし、有利な合併特例債といえ、地方債の借り入れであり、その償還には約30%分は市税等の一般財源が必要となりますので、将来まで説明責任の果たせる事業の選択と計画が最も重要であると考えております。

平成21年度、平成22年度において国の地域主権改革の影響で普通交付税が増額されており、平成19年度の普通交付税額によって算出したしました実質公債費比率につきまして、平成26年度末で9.4%、平成22年度と比較すると0.6ポイントの減、将来負担比率につきましては36.5%で、平成22年度と比較すると4.7ポイントの増となりますが、早期健全化基準の範囲内と予想しております。

地方債の年度末現在高のピークに達しますのは平成26年度末で、約234億9,120万円と推計しております。その増加要因としましては、普通建設事業に係る合併特例債等の増加のみでなく、地方債への振替制度である臨時財政対策債が増額となりますが、交付税算入されるものを多く含まれております。また、負担金等の減少要因があります。現在、農林水産関係で土地改良区の償還助成金と国営吉野川北岸地区総合かんがい排水事業負担金に毎年約2億円の一般財源を投入しております。しかし、国営吉野川北岸地区総合かんがい排水事業負担金も平成26年度で完済し、土地改良区の助成金も減少していきますので、トータル的には心配しなくてもよいと考えております。また、平成27年度における元利償還金は21億6,800万円と、今年度とそれほど変動しないと見込んでおります。

普通交付税は、合併の優遇措置として、現在合併算定がえに基づき交付を受けておりますが、5年後の平成27年度からは一本算定の移行期間として段階的に削減され、平成33年度からは完全に一本算定となることから、一本算定を見据えた財政運営の早期確立が課題となってきます。

総合計画の前期計画におきましては、合併特例債等を活用するなどして財政的に健全な運営がされてきております。今後は、第2次阿波市集中改革プランや第2次阿波市行政改革実施計画に基づき、人件費や物件費などの経常経費の削減や市税等の向上を進めてまいります。本市の財政構造は、自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼った脆弱な体質であることは大きく変わりません。国においては、地方のことは地方で決めるという考えのもと、地方行政は今後ますます自立した自治体としての責任が求められていき

ます。このため、将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくには、普通交付税の一本算定を見据え、歳入に応じた歳出となるよう見直しを行いながら、新たな行政課題に対応できる強固な財政基盤を構築していく考えでございますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、3点目の合併特例債の延長についてですが、この件につきましては、先ほどの吉川議員の答弁でも申したところでございますが、阿波市の場合、合併特例法第11条の2により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度限りを引用すれば、平成27年度までの合併特例債の活用は可能であります。合併前には、新市建設計画の作成は合併協議会が行いますが、変更につきましては、合併後の合併市町村が行うこととなっております。手続としましては、合併市町村、本市が、新市建設計画の変更案を作成し、県知事に協議を行い、その後市議会の議決を経た後、阿波市は変更した新市建設計画を総務大臣及び知事に送付するものでございます。

現在、総務、市民、健康福祉、産業経済、建設、教育の6つの部門から、平成23年度から平成27年度までの普通建設事業の計画書を求め、第1次阿波市総合計画、後期基本計画でございますが、とあわせ本計画との整合を図りながら、集計、調整等の事務を行っております。

今後の予定としましては、9月中に新市建設計画の変更案を作成し、10月には徳島県知事への事前協議、正式協議を行い、11月には議員の皆様へ説明を行う予定としております。そして、12月議会での提案、議決後、総務大臣及び徳島県知事への計画送付といったスケジュールを予定しております。

次に、東日本大震災で被災した合併市町村を対象に、合併特例債の発行期限を5年間延長する特例法が、8月24日参議院本会議において全会一致で可決成立しているという状況もでございます。発行期限は、合併してから10年間でしたが、延長により、震災や津波被害の復旧、復興に係る事業の発生により本来の建設計画の変更を伴う自治体に配慮した制度と考えられております。

今後は、地域主権の理念により、本市にとって有利な財源確保の自己決定が求められると考えておりますので、議員皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 長い答弁ありがとうございました。よくわかりました。総務部長

遠度さんの長い長い丁寧な答弁で、本当に内容がよくわかりました。

大きく出しているんですが、この3点の問題、今現に、先ほども申しましたように、やはりまちづくり案の再考、見直し、次への考え方っていうのが、この23年の年、この年が一番大切な時期だと思っています。その中で、今何度もおっしゃられた新市のまちづくりの建設計画、これの見直しっていうのが、見直しというか再考、検証、それとやり残したことがないか、またこれからしていくのに、その中で財政はどうかっていう部分を12月までには固めて、出していただきたいと思います。その中で、やっぱりこの4つの問題の中では、合併市町村建設基本方針っていうのは、人の花咲くという、いつものあの憲章の中で、市長がいつもおっしゃられる基本方針を踏まえて、大きく分ける中でまちづくりの基本方針は決めて、着実に進んでいっていると思います。

あとの、次の主要施策なんですが、市長のおっしゃられたように、ハード事業で申しますと、やっぱり市庁舎及び交流防災拠点施設の建設、それから給食センターの統合、幼・保連携の施設の整備、学校施設耐震事業等々の合併特例債を活用した事業を盛り込んだ、後々の後期の中にもこれを盛り込もうとしておられますし、また継続事業の中で基幹道路の整備等々に合併特例債を予定しているように答弁いただきました。こういうことが、やっぱりまちづくりの中で基本の大切なことだと思っております。

これからこのまちづくりを進めるに当たって、もう一つだけ最終の延長だけの再問を聞きたいんですが、あとの2点に対して、まちづくりの中に、今財政のほうもかなりの部分で詰めた答弁をお聞きしまして、安定しているということで、先5年間、中期のほうは、まあ財政的にも大丈夫じゃないかと、いろいろな方面から踏まえて、計画ができていうように思います。

3点目のちょっと気になるのが、公共的施設の統合整備です。新庁舎が決まって、去年の場所が決まった中で、どんどん庁舎のほうは進んでいるんですが、あと統合に関してはやっつけているんですが、やっぱりいつも言うように、公共的施設の統廃合、要するに、旧庁舎等々の公共施設の整備を含めたまちづくりの基本方針が盛り込まれてないように思います、今の計画の中に。そういう部分も含めて、このまちづくりの後期計画を立ててほしいなと思います。

それと、財政計画なんですが、ことしが22年、この議会の中で決算の認定がございませう。22年度に関しては、実質収支が、一般会計においては3億7,000万円の黒字、特別会計において1億4,800万円の黒字で、計で実質収支の総計が約5億2,000

万円ほどの黒字が出ております。単年度収支においては、去年が9億円ほどの実質収支の黒字が出ておるんですが、ことしは約6億円と。17年から22年のこの6年間を見まして、実質収支に関しては、合併当初7億7,000万円の収支額、黒字、18年が6億6,000万円の黒字、19年においてはちょっと下がって4億7,000万円、5億円弱になっております。20年からに関して7億円、去年に対しては約9億円、ことしの22年には5億円少々というふうに、黒字が続いております。ただちょっと心配なところなんです、財政分析のほうも、部長おっしゃったように、17年から経常収支比率も見ましても、これ財政構造の弾力性っていうことで80%以内が望ましいんですが、17年が89.4%、約90%、収支比率がです。18年もやっぱり90%、89.6%、19年も89.3%、それから20年に対しては85.7、下がり出しました。21年に対して84.2です。22年には、やっと81%以内が望ましいっていう部分の78.4%の経常収支比率が出ております。実質収支比率に対しても、財政運営の良否判断なんです、3から5%が望ましいんですが、17から21に対しては4%前後で推移しながら、ことしは少し下がって2.9%になっております。公債費比率なんです、公債費比率においては、要するに、元利償還金等々、財政規模に対する比率なんです、小さいほどいいんですが、17年が一番高い、18年度かな、13.6%。ことしにおいては、10%まで実質公債費比率下がっておるといえるのか、借金の比率が少なくなってます。ただ残念なことに、財政力指数なんですけども、財政力指数、要するに基準財政収入額を財政需要額で割った分は1がいい、1に近いほど財政力が強いということなんです、1となったら不交付団体になりますので、まずなかなかそれは無理なんです、ことしにおいてはその目標値が0.38まで下がりました。当初、合併した当時は0.38です。それを目安に、一応18年から21年までは0.4少々、0.4、0.41、0.42というところで推移とったんですが、ことしの22年に関しては0.38までちょっと下がりました。要するに、何が言いたいかというと、これから合併特例債等々の償還時期が始まり出します。それに引き続いて、今度新しく合併特例債事業を始めようとしています。その総財政収支の比率がどうなっていくかっていうことが、これから長期に対してももっと目を配って、要するに、今おっしゃられた5年の財政計画は、中期において、今現に民主党政権で交付税が多い部分での予想になっています。要するに、27年度以降の段階措置を踏んだ中での長期計画、10年のもんも必要でないかと思えます。それによって、まちづくりも何ができるか、またそういうことを踏まえて、まちづくりと財政計画を立てていってほしい。その中

で盛り込めてない部分をまちづくりの中に入れていってほしいと思います。

阿波市、財政的にはゆとりがあるというんでなしに、楽なっていうふうな、財政的には質もいいんですけども、自主財源、要するに自分がお金持っていないもんですから、交付税等々で補う部分がほとんどです。他市の市町村でも財政力指数が高いところは、要するに、自分のお金をたくさん持っているわけですから、借金をしても、自分の力で払っていけるっていう部分で考えられる。ただ、私どもの阿波市においては、交付税頼みのほうが大きいもんですから、ほとんどの地方自治体、そういう部分で財政成り立っていくんですけども、やはり私どもの場合は、これから特に合併特例債を活用して大きな事業を構えますんで、それにおいて財政が逼迫するようなことにならないような計画をお願いしたい。その中で、今度最後の3番目の延長の部分をお聞きします。

延長の部分に関しては、ただ10年で切ってやり上げるんでなしに、その部分も含めて新しい計画があるかという部分で延長をやっていただきたい。1年を延長をするっていうことで、市長、議会にまた諮るっていうことをおっしゃっていただいたんですが、このたびの震災で、先ほどもおっしゃったように、東北の各県が合併特例債の活用の延長の成立が8月24日参議院で可決しました。それにおいて、今度は民主党のほうが、民主党案として、その以外の市町村も5年程度の延長を答申出そうとしておるんですが、それに対してどのように阿波市のほうも考えておられるのか。要するに、合併特例債の発行額等々は同じなんで、運用期間が長くなるだけで、金銭的にはそんなにプラスっていうものではないんですが、財政がいけるのであれば、いろいろな施策としてまちづくりに盛り込んでいったほうがいいんでないかと思うんですけど、そこの答弁を、総務部長、よろしく願い申し上げます。

それともう一つ、今まで長々と申したんですが、財政計画の中で、ただいま政策監になられた藤井政策監が、遠度総務部長と町田次長、今は財政課の坂東課長のほうに担当していただいとんですが、中・長期を含めて、政策監にお聞きしたいんですが、この3点、まちづくりと財政計画を踏まえて、ちょっとその考え方を、概念みたいなものを答えていただけたらなと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 森本議員の再問にお答えいたします。

合併特例債、東日本で被災した地域は5年延長っていうのが決まっておりますが、それに対して、そのほかの合併市町村も5年延長してもらおうかどうかですけども、そういう5

年延長っていう考え方に対してどう思うかっていうことにつきまして答弁させていただきます。

市町村合併に伴う合併特例債の発行期限の延長を東日本大震災の被災地以外の合併自治体にも認める方向で検討され、関連法案を提出するとの報道もございました。特に、合併特例債は、合併市町村に係る財政措置の中でも最も有利な財源であり、本市も計画的、効率的に、将来世代に負担を残さない活用方法をとれば、市内のインフラ整備等に弾力的に対応できるものと思っております。歓迎しておるところでございます。本市におきましても、全国市長会への要望等も今後検討してまいりたい、そのように対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 藤井政策監。

○政策監（藤井正助君） 志政クラブ森本議員の代表質問を総括して答弁させていただきたいと思えます。

ただいま総務部長のほうより具体的な中・長期財政計画に係る各種の指標等々につきましては説明いたしましたので、議員ご指摘のとおり、私のほうからは、今後の阿波市の将来に向けての行財政改革を含めた理念について申し上げたいと思えます。

これまでの合併に至った経過についてから少し説明をさせていただきたいと思えます。

現在、全国の町村会等、また各種団体や多くの報道機関等々で、平成の大合併の検証がなされております。平成7年に市町村の合併の特例に関する法律の一部が改正されまして、その後平成14年度から平成17年度にかけて特に多くの市町村合併がなされました。平成17年4月1日に3,234団体あった市町村数が、現在では1,723団体と、ピーク時の約53%に減少しております。合併特例法が平成7年に大幅に改正されたものの、市町村合併が思うように進まなかった。政府は、平成11年に地方分権一括法により、合併特例法の改正が図られました。この中身を見てますと、今現在、森本議員がお話をしてくれております、合併特例債の創設や普通交付税の合併算定がえの延長等々がございました。こういうことで財政措置を大幅に拡充しまして地方分権を推進するため、市町村合併を強く推進したということでございます。

検証の結果、合併によって市民サービスの提供体制の充実や強化、広域的なまちづくりというメリットがある一方、一部の合併市町村では伝統文化が喪失したり、公共施設との距離が離れた等のデメリットもあったということも、これは事実だろうと、このように考

えております。

今後の阿波市のまちづくりの理念でございますけれども、現在阿波市は、議員ご指摘のとおり、合併後7年を迎えておりますけれども、今後合併の効果をより一層発揮していけるように、また合併に伴い生じているさまざまな課題にスピード感を持って対応していくことが非常に重要である、このように考えております。そのためには、住民と直結をした基礎自治体でございます阿波市が今まで以上に強い行政基盤を構築し、強固な財政基盤を維持していくことが、急激な社会情勢の変化や市民ニーズの変革にも弾力的に対応していくことが可能であると、このように考えております。

次に、合併特例債のお話ございましたので、地方債制度について少し触れてみたいと思います。

合併後の地域の速やかなまちづくりのためにさまざまな財政支援措置がありましたが、その代表的なものが合併特例債でございます。合併特例債も地方債でございますが、地方債とは、地方公共団体が道路整備や学校施設等の公共施設の整備を行う際、その事業費を事業建設年度のみ税等の一般財源で負担するものではなく、将来にわたって利用する市民にも公平な負担をしてもらおうという趣旨で、地方財政法第5条に明記された地方の財政運営の中で欠かせない制度でございます。ただし、先ほど総務部長のほうからも答弁いたしましたように、その地方債メニューの選択や発行額には細心の注意を払う必要がある、このように考えております。それらを検証するために、財政健全化法で定められた実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標がございます。

阿波市で現在発行されている地方債は、地方交付税の振り替え措置でございます臨時財政対策債を除いて、すべて建設地方債でございます。国の財政赤字を補てんするために発行される赤字国債とは全く違ったものでございます。地方債を発行すれば、当然借入金という負債は残りますけれども、道路、教育施設等、公共施設という資産が形成されまして、それを市民が活用することによりまして、住民福祉の向上に大きな効果が上がるものと、このように考えております。

結びになりますが、地域主権主義の叫ばれる中、安定感のある市民のために基礎自治体となることが阿波市民の負託にこたえるための我々職員の責務であると、このように考えております。合併特例債につきましては、再三申しますとおり、その元利償還金の70%が普通交付税の臨時財政需要額に実額算入される大変有利な地方債でございます。それらを有効活用するために、先ほど説明しました精度の高い中・長期的な財政計画に基づき、

確実な運用が求められるということでございます。現在、精度の高い中・長期計画を作成、調整中でございます。今回、市長も行政報告で申し上げましたが、合併特例債を1年間延長することによりまして、阿波市の活性化につながる有効活用を図り、今後とも阿波市が地域主権型社会の担い手として市民一人一人の生活と安全・安心を守り、希望ある豊かな地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願いして、答弁いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） よくわかりました、理念が。

市長のいつもよく話を聞くんですが、やっぱり新市阿波市のまちづくりを自分の基本に置いて、スピード感を持って、よく本当に庁舎を含めてのいろいろな政策をやっていただいております。

私が、今回の合併特例債の使用期限の延長だけを考えていただきたいという部分でなしに、実際は今合併6年目、7年目を過ぎるこの時点において、後期の部分、要するに先ほど何度も言ったんですが、前期の5年間を検証した中で、やり残したことがないかっていうまちづくりを考えて、盛り込んでいただきたい。やはり当初の4年間のときには、ストレートに言って、庁舎問題がほとんど進まず、今の市長において前が見えました。それにおいて、私どものまちづくりは、やはり大きく2点のハード事業というのは、インフラ整備の中のACNのケーブルネットワーク、あれに特例債発行額は30億円なんですけど、実際事業費は50億円、60億円ぐらいになっているんじゃないかなと。それに対して、今度庁舎がメインです。特例債発行額のほとんどの80%が、この2つで発行されます。庁舎が決まったことにおいて、いろいろなほかにこれからそのまちづくりに盛り込まれてなかった学校給食センターとか、そういう部分が今盛り込まれながら、後期の部分に引き継ごうと。ただし、特例債事業でやる以上は限度額がありますんで、やはり長期の財政計画は十分に練っていただきたい。忘れてはならないのは、27年から始まる段階査定という、段階的に9割、7割、5割、3割、1割、要するに5年間で一本査定になる。ここからの財政計画が必要だと思っております。

まちづくりの中に、少しやはりちょっと盛り込んでいただきたいなと思うのは、特例債事業発行額を見ますと、26年の予定の中に、市道整備、ケーブルテレビ、農業基盤、学校耐震、基金造成、消防建設負担金、庁舎建設事業費、給食センター、観光と幼・保の整備が盛り込まれました。再度申し上げます。旧庁舎跡地、それから公共施設の再利用、売

却も含めてのまちづくりの中への織り込みができるか、そういう部分も、この12月議会までの間に盛り込めるのであれば、盛り込んでいただきたいなと思います。公共的施設の統合整備に関する事項ということで、大きな1つになってます。ただ、時間がないと思います。延長法で、12月に出すまでの時間的な経過はないと思うんですが。

合併特例法の中に、一番最初に返るんですが、2つの合併協議の設置がありました。1つが市町村建設計画をつくるということと、合併協議会を置くということでした。この2点です。この合併協議会はどういう人を選ぶかという、委員は、地方自治法第252条3第2項の規定にかかわらず規約の定めるところに、関係市町村の議会の議員またはその長、その他の職員をもってこの協議会を設置しました。今、その協議会はなくなり、市のほうに移管というか、市のほうが受け継いで、職員の中でまちづくりを進めていってもらっているんですが、私は、この協議会であるべき部分を、短い部分であるんですけども、短い期間、もう3カ月ぐらいしかない期間の中で、議員各位の賛同がいただけたら、特別委員会みたいなものの中で、11月に議員に協議をするという部分でなしに、一緒に調整協議ができるような特別委員会が持てて、当初合併前の合併協議会に当たる部分のようなものを特別委員会で話し合い、協議したらいかがかなって思っております。これは、議会の賛同をもらわないかんのですが、これ答弁はもらうわけにはいかんのですが、そういうふうな部分でまちづくりと協議会と2つセットしたような中で延長を考えながら、もう一つ踏み込んだ新市のまちづくりを立てていってほしいなと思いました。

最後になるんですけども、何度も申し上げますが、この23年は、これからの10年っていう阿波市の総括というか、未来を決める一年でもあろうかと思えます。やっぱり総力を挙げて、新市まちづくりの変更、それと財政計画を十分に立てていただいて、12月議会にまた臨んでいていただきたいなと思ひまして、今回の9月の志政クラブ代表質問を終わりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） これで志政クラブ森本節弘君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番阿部雅志君の一般質問を許可いたします。

阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） ただいま議長の許可をいただきましたので、11番阿部雅志、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今年3日、4日と非常に大きな被害をもたらした台風12号、心からお見舞いを申し上げます。

今回、食育について3点、食と文化、食と環境、そして徳島県給食会からの食材の納入について、大きい2点目では、新市まちづくり、その中で阿波市の活性化についてをお伺いしたいと思います。

食育について、まず第1点ですが、平成19年、食育について質問をさせていただきまして、はや4年がたちます。その間、本市におきましても、健康増進計画、また食育推進計画の作業部会を設置し、問題点や解決策などを検討し、今年の3月に健康推進課から約100ページに及ぶすばらしい冊子が出されました。その中に、食育とは一人一人が食について改めて意識を高め、健全な食生活を実感することができる人間を育てるための取り組みであると大きくうたわれております。しかしながら、近年、生活環境の変化や食生活の欧米化が進み、生活習慣病やアレルギーなどが増加しております。ちなみに、ちょっと本で見たんですが、昭和21年、終戦直後は、アレルギーは日本では1%という数字が書かれておりました。現在は、3人に1人がアレルギーというような状況らしいです。そういうことから、我が国も、米を中心としたすばらしい食文化があります。そのすばらしい食文化を守るためにも、伝統的な郷土料理など、学校の給食にもっと取り入れてはと考えます。

そこでお伺いをいたしたいと思います。

現在、学校給食において、米飯給食は3日とパンが2日と。副食については、ハンバーグとかいろんな洋食があらうかと思いますが、その点割合等についてお伺いできたらと、よろしくお伺いをいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 11番阿部議員ご質問の食育について、先に健康福祉部の取り組みについてお答えします。

1点目の食と文化についてと2点目の食と環境については関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

我が国の伝統的な食生活は、気候風土に合った米や野菜を中心とし、豊かな食文化をつ

くり上げてきました。戦後、伝統的な食生活の長所を保ちつつ、畜産物の肉や乳製品などをバランスよく取り込み、米と多様な副食から、いわゆる日本型食生活を実現し、海外からも大きく評価されてきました。ところが、社会構造変化、国民の価値観の多様化等を背景に、個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化がさらに進展しました。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足など、栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加などの問題が引き起こされています。

次に、食と環境についてですけれども、昨年実施した健康と食に関するアンケート、農業の体験の有無を尋ねましたところ、ほとんどの子供たちが何らかの農業体験あると答えています。また、体験意向については、野菜の植えつけ、収穫などと答えた方が最も多く、日ごろから農業体験を身近に考えていることが認識できました。食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であると考えています。また、農林水産物の生産、食品の製造及び流通の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であります。

以上のようなことで、健康福祉部では、昨年度阿波市健康増進計画、食育推進計画を策定しました。すべての人が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすために、一人一人が食について改めて意識を高め、健全な食生活を実践するために、家庭、地域、学校等を中心に、市全体で取り組んでいくことが重要と考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 阿部議員からは、食と文化についてということで、学校給食におきまして、和食、洋食はどれぐらいの割合で供給されているかというご質問であったと思います。

まず、私たちが生きていく上で、食という文化、これほど大切なことはないと思います。衣食住と言われますけれども、食が一番大事かなというふうに感じておるところでございます。

阿部議員からのご質問の中の2問ありましたが、近年偏った食事、偏った栄養摂取、子供たちの食生活の乱れ、また肥満、過度の痩身傾向などが見られます。子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるようにすることが、今強く求められています。

よく耳にする言葉なんですけれども、「早寝早起き朝ごはん」ということをよくお聞きに

なると思います。早寝も早起きも朝御飯も、すべてご家庭でなされることなんです。食に関する問題、本来は家庭で中心となって担うものだと思います。家族一緒の食事は、家庭教育の第一歩であると思っておりますし、大切な家族のコミュニケーションの場、きずなの場、しつけの場でもあると思っております。しかしながら、核家族の進展、共働きの増加など、社会環境の変化や外食、また調理済みの食品の利用の増加など、食品流通の変化等を背景として、食生活のあり方も大きく変化してきたことも事実でございます。保護者が子供の食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきているのではないかなというふうな感じもいたします。このような状況を考えますと、子供たちに対する食育については、家庭を中心としながらも、学校においては積極的に取り組んでいくことが重要であると思っております。学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子供の食環境の改善に努めなければならないと思っております。

さて、学校におきまして、学校給食は教育活動の一環として、給食を通して食に関する指導を行ってきております。食育の推進が、大きな国民的課題となってきた今日、学校給食の教育的意義を改めて見直すとともに、学校教育活動全体で食に関する指導をしっかりとしていくことが大切であると思っております。このような中、食育の推進を国民的運動として総合的かつ計画的に推進するため、平成17年には食育基本法が施行されました。これを受けまして、食育推進基本計画が18年に決定されております。

私たちの住んでいる地域には、昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理がございます。地域の伝統や気候風土と深く結びつき、先人によって培われてきた多様な食文化があります。伝統的な日本文化である稲作、米食、和食の食べ方を身につけることは、食文化を継承する上では極めて大切なことと思っております。

議員のご質問の、現在学校給食における副食の和食と洋食の割合でございますけれども、はっきりと分けてということはなかなか難しいわけなんですけど、一応和食は50%程度、洋食は35%程度、あと中華料理、例えば酢豚とか八宝菜などが15%程度で今現在献立がなされております。

また、学校給食に取り入れている郷土料理的なものとしましては、そば米汁とか、ならえとか、そうめん汁とか、ばらずしなどが、現在学校給食では取り入れられているところでございます。

以上で議員のご質問にお答えしたいということで終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、教育長のほうから、さまざまな食育についてのご答弁をいただきました、副食のほうで50%が和食、そのうち30%が洋食と。

今、欧米では日本食がはやって、脂質の高い自国の食事が減って、今日本とまるっきり逆な体、体質ができてきよるやということです。日本自体は、日本食を食べると、ファーストフードとか、洋食のほうへ、生活環境、いろいろな問題があろうかと思いますが、そういうような状況で、もう一度再度見直していただくと。

我が国も、おふくろの味というものが代々あります。子供のころに口にした味は、亡くなるまで忘れん、そういうようなことをこれからも学校も少しでもお手伝いいただいて、阿波市から成人病を少しでも減していくんは、健康に気をつけるより、食に気をつけたほうがいいのかなと、このように思います。そこら辺をお願いをいたしまして、この項を終わりたいと思います。

次に、食と環境についてお伺いをいたします。

飽食の日本と言われ、スーパーに行けば一年じゅうどんなものでも手に入り、おびただしい量の食料品の中には外国からの輸入品も多くあり、世界一の輸入大国とも言われております。がしかし、近年気候変動などにより、環境の悪化、また異常気象によって、食料品、野菜、ほかのものなど高騰すると思われまます。現在、我が国は、食料の6割は海外から依存をして、その一方で輸入量の4割に相当する量を捨てていると言われてます。その捨てる量で、世界の飢餓が救えるとも本には書いてあります。そのうち37%が生ごみで、その中の約半分が家庭から出るごみです。家庭から出るごみを減らすために、さまざまな取り組みがなされておるとお伺いしております。その取り組みの一つには、先ほど健康福祉部長が言われました、子供のころから土、自然に触れて、食の大切さ、つくっていただきよる人の感謝の気持ちを込めて、どんどんと体験学習をしていたら、好き嫌いがなしになるんじゃないかと、このようなことをうたわれております。

私、朝いつも某テレビ局の7時45分から10分間だけ放映されております「食べてニコリふるさと給食」ちゅうん、けさは愛媛県の港町だったと思います。子供さんにライフジャケットを着せて、魚を釣りに行くんです。ほんで市場へ行って、今度は学校へ帰ったら、魚を3枚におろす。全部、子供も一緒にする。今まで港町の子供でも魚をさわったことないっていう子が、魚を一生懸命さわる。これに尽きるんでないかと思うのです。まず、好き嫌いなくするには、やっぱりさわって、触れて、こういうようなんがあるんじゃない。

私も、1つエピソードがあるんですけど、ジャガイモがなつとらんって言うたことが友達におつて、えっ、ジャガイモなるんかなと思うたことがある。ジャガイモは見えんはずなんじゃけど、なつとるつうのは、上になつとんかなと思った。やっぱりそこら辺もこのごろは、私らの子供のころだったら、親に言われて、よく手伝いなどしよったから、ある程度はわかっとなんじゃけど、このごろは田んぼ、畑やで、子供さんがおるっていうんも、学校以外見たことないんじゃけど。そういうことで、できるだけ実際のものを現場へ行ってさわることで、本当の食べ物に対する本質、それが一番でないかと、そのように思っています。

そこで、まず教育長のほうへ質問ですが、現在市内の学校でどのような体験学習、今柿原で、きのうタベかいな、レタスの部長が教室に上がって蒔きよる姿を見ました、ケーブルテレビで。ただ、これだけでなしに、阿波市にはいろんなナスビとか、特産品がいっぱいある。デコポンもあつたり、いろんなんがあると思う、夏秋ナスもあつたり、いろんなもんで体験学習などをしたらどうかと、そういうように考えるんですが。

またもう一つは、ニューヨークの町の真ん中で、週1回体験学習があるらしい。それぐらい欧米では、食があつて国が立つというような意識で食を非常に重んじて、子供さんからずっと教育を取り組んでいるということです。

教育長に、余談でしたが、市内の学校の体験、各学校あろうかと思えますんで、その点お伺いいたします。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 阿部議員からの食と環境ということにつきまして、特に体験活動はというご質問でございます。

阿波市第1次教育振興計画、こういった冊子でございますが、この中に阿波市の恵まれた自然を十分に活かす体験活動を多く取り入れていくことっていうことを書いてございます。子供たちと地域住民との触れ合う機会を多く取り入れましょうということも明記してあります。

各学校で、いろんな体験を通して学習することは非常に大切なことでありまして、今議員からも申されましたように、確かにジャガイモとか、いろんな野菜等がどういうふうな形でできているかっていうことを実際知らない子供たちはいます。阿波市内の各地域には、その地域の気候、風土、産業、文化、歴史等で培われた食材や特産物が生産されておりまして、郷土食が伝承されていたり、生産や流通にかかわる仕事をしている多くの方々

がおいでになります。幼稚園、小学校、中学校では、このような地域の方々からのご指導をいただきながら、一番多いのは米づくりであります。田植えから始まって、もっと早いところは稲を立てるところから、そして田植え、そして稲刈り、そして脱穀、そしてその後もちをつくってというふうな形で体験学習をしておる学校もございますし、また野菜づくり、それから先ほど議員から申されましたように、レタスを栽培する、あるいはイチゴをつくる、こういった栽培体験活動を積極的に阿波市では取り組んでいるところでございます。また、中学生では、体験学習と申しまして、いろんな職場に2日ないし3日間体験学習に行っております。その中でも、農家へ毎年のように体験学習に行っておる生徒もいます。その中で、野菜の植えつけ等、農家の方と一緒に作業をするなど、体験をしているところでございます。子供たちには、このような体験活動を通して、自分たちに地域の産物、食文化や食にかかわる歴史などを理解することによって、食物を大事にし、生産者や自然の恵みなどに感謝する心をはぐくんでいるところでございます。

また、学校では、栄養教諭による食育指導、親子調理実習、それから朝御飯づくりなど、地場産物を利用した料理教室も開いているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、教育長から阿波市内の小・中学校も大々的に体験学習に取り組んでいるというご答弁いただきました。これは、将来の阿波市の農業の担い手に少しでも近づいていく可能性があるかと、このようにも思いますんで、なお一層阿波市の特産品についてでも、もう少しできたら四季折々の野菜なり果物なりを体験学習で見たらどうかなどご提言申し上げまして、この項を終わります。

ちなみに、よい食事とは、こういうようなことを言っております。毎日食べても飽きない食事がいい食事らしいです。

それでは次に、徳島県給食会からの食材納入についてお伺いをいたします。

まず、給食会は、私も知らないんですが、どのような業務を行っているのか、もう一つは、給食会を通さなければ市内学校給食の食材として使用できないのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 阿部議員からは、徳島県学校給食会は、一体どのような業務しているのかということと、その給食会を通さなければ学校給食の食材は使用できないのか

と、この2点であったと思います。

まず、財団法人徳島県学校給食会と言いますが、これは学校給食法、学校給食に関する法律に基づき学校給食の普及充実に図り、学校給食物資を適正、円滑に供給する、あるいはあっせんすることを目的として、昭和34年に設立されております。

徳島県教育委員会の承認を受けた学校給食用物資の買入れ、売り渡し及びあっせんというのが主な業務ということになります。もう少し具体的なことを申しますと、取扱物資については、基本物資としては、米、パン用の小麦粉、牛乳であります。あと、共同購入物資では、冷凍食品とか加工食品が扱っているというのが、財団法人徳島県学校給食会の業務でございます。

次に、給食会を通さなければいけないのかということですが、全く学校給食会を通さなくても、食材として使えます。ただ、牛乳と小麦粉、これはオーストラリアから来ているんですが、これについては、今のところ厳しい検査をしているので、給食会を通さなければ不安なところもあろうかと思えます。

学校給食では、子供たちの健康を最優先といたしておりますし、安全・安心できる食材を考えています。まず、私たち阿波市の市場学校給食センター、阿波学校給食センターでは、まず阿波市産のもの、次に県内産、次に国内産、それでも対応できない場合は外国産というふうな形で食材を入れております。給食の献立は1カ月先を見通して作成しますので、大量の食材を必要とするものもあり、安定的供給も大切な要因となります。

あと、地産地消ということもあると思いますが、これにつきましては、今後阿波市としましては、しっかりと農政課や関係する機関と協議しながら、できる限り地場産物の利用を考えていきたいと、生産者の顔が見える産物の利用が非常に安心できるというふうな形になろうかと思っておりますので、こういった点についてはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉田 正君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 昭和34年に給食会ができた。そこで、業務は各県内の学校に対して食材を共同購入、これは非常に大量に買うという入札の原理があろうかとは思いますが、それはそれで業務としては。そして、阿波市内の食材は通さなくてもいい。ただ、通さない場合は、価格が上がるというようなことはあっても、これ困りますんで、そこで先ほど産経部長のほうからも松永さんの質問のときに言いよったんやけど、直売所、

または市民農園がふえております、現在。できたら、この地球っていう自給自足でないけれど、地産地消で、市長、推進条例などをうったてたらどうかいなと思うんですが、ちょっとそこら辺、地産地消推進条例という条例をつくって、いろいろ問題もあろうかと思いますが、できるだけこのごろスーパーの野菜売り場は、ほとんどお客さんが3分の1以下になって、地元の農産市でほとんど対応しよるということをお伺いします。できたら、阿波市も多品目にわたって特産品があるんだったら、地産地消推進条例というて、学校を先とっていただけたらどうかと、市長、ご答弁済いませんが。

○議長（吉田 正君） 暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 大変失礼しました、3点で。

最後に、新市まちづくりについて、阿波市の活性化についてですが、合併後7年がたち、新しい庁舎も一步一步着実に進んでいると思われま。そこで、旧4町の市民の方々が交流を深めれるような新庁舎にしていただけるんですが、そこで庁舎の広い敷地のところで、恒久的な阿波市独自の大きなイベントなどを何か考えておられるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 阿部議員のご質問で、交流防災拠点施設を利用して、阿波市の活性化ということでお答えさせていただきたいと思ひます。

阿波市が現在進めている新しい庁舎と同時に建設する交流防災拠点施設につきましては、市民の交流の場であり、地震等大規模災害発生時における防災拠点としての機能を合わせ持つ施設でございます。この施設の完成に伴い、県内外に阿波市の庁舎と交流防災拠点施設を発信すべく、オープニングイベントは必要と考えておりますが、まだ具体的な内容等については検討するまでには至っておりませんので、ご了解いただきたいと思ひます。

この施設につきましては、500人から600人が入る文化ホールの機能も備えていることにより、コンサート等を行うこともできますし、文化協会が開催する文化祭や成人式等のさまざまなイベントを阿波市の中心に位置するこの施設において行うことにより、市

民の一体感が図れるものと思っております。現段階では、地域ごとで開催している行事の集大成の場としての活用や、新たなイベント等、この場所において行うことにより、今以上の大きなイベントとして、県内外に発信ができるものと思っております。このように、防災交流拠点施設は、4町の市民が、こうした交流の機会を通じ、つながりをしっかり持てる交流の拠点となることと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 今、総務部長のほうから、いろいろオープニングセレモニーやという、そういうようなご答弁をいただきました。できたら、恒久的な、阿波未来博とか、いろいろなんでいろいろあるだろうと、私わからんのですが。

この前の新聞に、阿波市観光協会、それに新しい事務長さんとして上板から公募で鳥羽佳宏さんという方が事務局長になりました。この人、観光振興のプロというような何で、阿波踊りの知らない人はおらないから、PRには阿波という字はもってこいであるとか、他の県の人が阿波市を県庁所在地と間違えるぐらいのどンドン盛り上げていくというようなコメントが載っております。庁舎ができるに当たって、観光、また活性化に向けて大きな取り組みをいただけたらなと、このように思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで11番阿部雅志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番樫原賢二君の一般質問を許可します。

樫原賢二君。

○9番（樫原賢二君） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

その前に、私の質問内容は、平成22年、23年、6号台風、12号台風による水害について、続いて（1）の阿波市の宝の島、善入寺島、東西6キロメートル余り、南北2.6キロメートル余り、耕作面積360町余り、600名余りの耕作者がいるがということ

と、もう一つ平成16年、23号台風により剣先を補修し、このたび23年、6号台風、12号台風により、剣先が大きく脱落した件について、(2)12号台風による香美、大野島、伊月に対し、鶯谷の水害を堤外に放出の素早い対応について、鶯谷の排水機場の設置についてを質問をいたします。

その質問に入る前に、まずこの資料が善入寺島の最も原点のもんでございまして、今般買収に応じたるにつき、もし万一他日公用の廃したるときに、その許出願いあるときは下付せらるべきを保証す。大正4年1月3日吉日、川島土地収用主任、内務局中島秀勲。八幡町大字栗島、阿部佐平殿、阿部デン殿。右立会人、八幡町長島田政右エ門、中西高太郎、野口光二郎という、これが今現在我が阿波市にある最も古い資料でございまして。この問題から質問をするわけでございまして、続きまして、これが阿波の国吉野川の水系でございまして、まず絵図でございまして、阿波の国吉野川絵図、天保11年、江戸時代の写真でございまして。このように、吉野川水系は、天保時代から我が阿波市のものであるというのが、これが証拠写真でございまして。このところに、大正4年まで約500軒のお家があり、約3,000人が住んでおりました。なお、当時、善入寺島には、宝の島、宮の島村、栗島村、2つの村がありました。続いて、学校が2校ありました。それと、浮島八幡宮神社もございまして。続きまして、これらの人々の犠牲により下流の堤防が守られたと、こういうふうな文言になっております。今後、この善入寺島は、国、県、市、宝の島を守る義務があるわけでございまして。これが証拠写真でございまして。

それと、一般質問に入る前に、水資源機構池田総合管理所所長、事務局長より名前を言うたらいかんっておしかりはいただいておりますけれども、今回特別に許可をいただきまして所長は左近様でございまして、心よりお礼を申し上げたい次第でございまして。

まず、このダムにつきましては、皆さんは、恐らく池田ダム、早明浦ダムしか知らんと思っておりますけれども、まず上から順番に言うていきます。

一番上のダムが富郷ダムでございまして、これは銅山川へ流れております。これは、愛媛県の四国中央市へ流れ、大王製紙、その他製紙会社に供給されておる水でございまして。それと生活用水、また田畑にも流されております。台風時には、この富郷ダムは水門を閉めて、吉野川へ放流をしておるのが現状でございまして。続いて、2つ目の柳瀬ダムは、これもまた銅山川へ流れておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、同じ条件でございまして、大水のときは吉野川へ流している。また続いて、今度は新宮ダムでございまして、新宮ダムもまた同じ条件でございまして、以上3つが愛媛県の水がめとなつ

ておるわけですが、要るときは愛媛県へと、要らんときには徳島県の吉野川へ水を流す、不謹慎この上ないわけですが。

続きまして、早明浦ダムですが、早明浦ダムは、高知市周辺、高知市内に利用され、また池田ダムにも供給されております。これも、高知市に流れておるこのあれでございすが、これも必要ないときにはゲートを閉めるというのが現状でございすが、以上でございすがけれども、池田ダムは、非常に皆さんご承知と思ひますけれども、香川用水でございすが。

その次が、北岸用水でございすが。それと、三好市市内全域を使用しておるわけがございすが。これも、台風時には、三好市市内に流れておる水はシャットアウトし、ゲートを閉めて吉野川に流すと、こういうこととございすが。

平成16年8月31日に、台風時に毎秒1万1,700トンの水を流し、善入寺島の表土を全部流した経緯があるわけがございすが。我が善入寺島の先任の人たちの、先ほど説明いたしましたように、先任の人たちの労苦により、犠牲により、宝の島、善入寺島を守り、阿波市も莫大な投資をいたしまして、市道を縦横十文字に道路を今現在耕作に使用しておる次第でございすが、3つの県道が走っておるわけがございすが。西から言ひましたら、学停車場線、これが香美橋、宮田潜水橋でございすが。これが、1つ目。2つ目が、津田川島線、川島から香川県に抜けておる、これがまた県道でございまして、善入寺島に、これが2番目でございすが。3番目が八幡潜水橋で、八幡と川島とをつないでおる県道でございすが。以上3つの県道が走っておるのが、善入寺島の姿でございすが。

なお、このダムは、池田ダムを含めて、5つのダムがあるわけがございまして、先ほど申し上げましたように、名前を言うたらいかんって言ひましたけれども、水資源機構池田総合管理所が一括管理をしておるわけがございまして、この善入寺島が生きるも死ぬも、この水資源機構池田総合管理所の腕次第ということとございすが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告のとおり、本論に入らせていただきたいと思ひます。

宝の島、善入寺島の問題を質問いたします。

平成16年8月30日から8月31日にかけて、善入寺島に大きな大水が入り、再起不能と言われまして善入寺島改良区の役員、関係者の努力、また国、県当局により、もとどおりに回復されたと聞き及んでおります。

さて、23年7月20日6号台風、9月2日、3日12号台風の大水により、善入寺島

の剣先、写真をお見せいたしますが、このように大きく剣先が脱落したわけでございまして、16年8月30日から8月31日にかけて蛇籠、それから土のう等々は全部流れて、現在はございません。また、幅が約50メートル、長さ約1キロにわたり水没してしましまして、脱落してしまいました。このことにつきましては、ひとつ市長、力強くご答弁をいただきたいと思っております、この件につきましてね、この脱落した件、よろしく願います。

続きまして、善入寺360町歩の国土交通省に対し一部の返地、また約6町、採草地在4町あります。合わせて10町歩余りあるわけでございまして、どのように今後取り組んでいられるか、ご答弁をお願いをしたいと思います。

また現在、改良区の役員、また代議員、組合議員が必死になって要望書を現在一軒一軒回られてお願いをしておる最中でございます。

以上がこの項についての質問でございます。

続きまして、今度は(2)の項でございますが、12号台風による大水、香美、大野島、伊月に対し被害を最小限に食い止めた最大の理由は、市災害対策本部、本部長、市長がすばらしい判断、また市の職員のてきぱきとした行動により、稲作、野菜等に被害が最小限に食い止められ、これが国土交通省が朝2時過ぎに設置した毎分60トンの水を堤外に放出したポンプ車でございます。

なお、国土交通省より出動していただき、地元市民は感謝しておるよう聞いておるわけでございます。

さて、平成22年5月25日、鶯谷大野島排水機場設置同盟会長、副会長、副会長は2名でございます、陳情者は3,762名並びに会計、役員、陳情者が一日も早く排水機場の完成を待ち望んでいます。すばらしいご答弁をお願いしたいと思います。

以上、(1)、(2)の項について質問いたしましたが、答弁によりまして再質問いたしますので、よろしく願います。

○議長(吉田 正君) 田村産業経済部長。

○産業経済部長(田村 豊君) それでは、樫原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

平成23年6号または12号台風による水害についてというふうなことで、まず1点目、阿波市の宝の島、善入寺島、東西6キロ余り、南北2.6キロ余り、耕作面積が360町余り、600名余りの耕作者がいるが、平成16年23号台風により剣先を補修し、

このたび23年6号、12号台風により、剣先が大きく崩落した件についてというふうなご質問でございます。

それで1点目、まず善入寺島の問題についてお答えをさせていただきたいと思います。

善入寺島につきましては、阿波市市場町と吉野川市をまたぐ、東西に広がる吉野川の中州であります。年間を通して多くの作物が栽培されている、優良農地でもあります。農業立市を目指す本市が、まさに全国に誇れる、議員の発言どおり、宝の島でもあります。この吉野川の最上流で最も西に位置する周辺を、通称剣先というふうに呼んでおります。この剣先部分、以前は吉野川の緩やかな流れにありましたけれども、平成16年に甚大な災害をもたらした台風23号、また最近記憶に新しいところでは、本年の7月に発生をいたしました台風6号、あるいは去る9月2日に上陸をいたしました台風12号など、たび重なる台風や大雨などによる増水により、吉野川の主流が次第に変化をし、今申しました善入寺島の剣先においては、想像をはるかに超える水量が直撃する形となっておりますという現状でございます。さらに、増水の影響でもちまして、以前国の復旧工事より設置された、これ平成16年設置されたものでございますけれども、蛇籠が歪曲し、またその足元付近も大きくえぐられているというふうな状況でございます。護岸につきましては、崩壊の一途をたどっておるというふうな状況も見受けられます。このまま放置すれば、過去に発生したような善入寺島の冠水や土砂の流入出、あるいは最悪の場合、この剣先が崩壊をしてしまいますと、善入寺島全体が川によって2つに二分されるんでないかというふうなことも考えられます。農地と農作物に、その場合は甚大な被害が予想されないかというふうにも思っております。

農業につきましては、農地あってこそその産業というふうなことでございます。この農地が崩壊することは、市民にとって所得の低下や農業離れを招き、ひいては市の基幹産業であります農業が大打撃を受けることにもつながります。このような負といたしますか、悪の連鎖が起こらないように、市としてはどうしてもこの地、善入寺島を守っていきたいというふうにご考えておるところでございます。このことにつきましては、既に地元の善入寺土地改良区から、これを所管をいたします国土交通省に対して、強く復旧を求める要望書を提出する計画もあるというふうなことで聞いております。それで、市といたしましても、今後国及び県などの関係機関に対しまして、早急な対応をしていただくよう強く要望するなど、この件について最大限の努力をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

続きまして、2点目のご質問でございます。善入寺島の採草地、また返地についてのご質問でございます。

善入寺島につきましては、河川を所管する国土交通省により、今管理がされております。このうち、農地につきましては、占用許可という形で耕作希望者に耕作が許されておるところでございます。これを占用する場合、それぞれ区画には耕作地、田とか、また採草地とか、桑園などの地目が設定をされております。耕作する場合は、その地目に応じた利用をするようにということによって定められておるところでございます。そのうち、採草地については、家畜等への供給するための飼料づくりに利用すべきものが本来の形態でございます。しかし、最近、都市の形成や栽培作目、栽培方法も、時といたしますか、時代の流れとともに変化してきており、採草地で飼料作物だけでなく、飼料作物以外の栽培を希望されている方がふえてきております。善入寺土地改良区が、このことについて独自に調査を行ったところ、採草地においては、耕作地、畑と同様に、野菜等を栽培したいという希望をしている面積が約3.8ヘクタールあるというふうなことでございます。この問題が採草地の問題ということでございます。

また、次に、返地の問題についてでございます。

これは、善入寺島を耕作してきた方の中には、この占用地を国に返還をされている方がございます。既に、この面積が善入寺島内で点在をしておりますけれども、6ヘクタールを超え、毎年ふえているというふうな状況もございます。

それで、この農地を新たに貸し付けることが国としてできればいいのですが、国の制度上難しく、再占用は行われていないというふうなことが現状でございます。そのため、一たん返した土地につきましては雑草や木々が生い茂り、その結果病害虫が発生し、隣接する農地や占用耕作者は、害虫の被害とか、その駆除に頭を抱えているというふうな状況がございます。

それで、善入寺土地改良区におきましては、この打開策、解決策として、一たん国に返した返地を改良区で一括して管理をしてみたいというふうなことで考えられております。それで、この採草地と返地の問題の解決のため、現在土地改良区の役員の皆さん方々が、善入寺島内の今言いました採草地と返地の利用について改善を求めるための関係者の同意をとるための活動をされております。これを所管する国土交通省に対して改善を求める要望書として提出する計画があるようでございます。

市といたしましても、これは阿波市民の多くの方が占める善入寺島の耕作者のご意見でもあり、土地の保全、また有効利用、さらには農業経営の健全化にもつながるというふうにも考えております。これを尊重し、市といたしましても、国及び県など関係機関に対しましても、要望なり、できる限りのことをしてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） 樫原賢二議員からは、平成23年6号、12号台風による水害について、鶯谷の排水機場の設置についてという質問をいただいております。

鶯谷の排水機場の設置についてでございますが、過去において市場町大野島地区では台風時に鶯谷がはんらんし、周辺住民が浸水被害を受けておりました。その対策としまして、合併前に市場町が徳島県に対し下流部の改修を、国土交通省に対しましては樋門の整備と排水機場の設置を要望しておりました。結果、鶯谷につきましては、平成14年にバイパスによる河川改良と樋門の整備が行われ、吉野川に直接排水できるようになり、浸水被害が大幅に減少はしております。しかしながら、吉野川増水時におきましては、鶯谷よりも吉野川の水位が高くなります。その逆流を防ぐために樋門が閉じられ、その結果内水による浸水被害が発生をしております。平成22年5月には、大野島排水機場設置期成同盟会より陳情書が提出されております。

今回の台風12号のときには、排水ポンプ車、毎分60トン能力のものでございますが、約2時間半、国土交通省にお願いして稼働をしております。このような吉野川の水位の上昇時の内水被害をなくすためには、ポンプによる排水設備が必要なことは、市民の財産と安全・安心を守る上では大変重要な課題と認識しております。合併後も、県と国に五明谷排水機場とあわせ要望を行ってまいりました。21年1月には、県と国土交通省へ市長、議会議長連名で要望活動を行いました。平成22年7月には、議員ご承知のとおり、国会議員に現地の視察をいただいております。また、同月には、県に対しまして要望書を提出し、要望活動を行ってまいりました。しかしながら、まだポンプ場の設置するには至っておらない状況であります。これからも、引き続き国土交通省に機会あるごとに要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 檜原議員からは、善入寺島の剣先の崩壊について、剣先崩壊の経緯、今後の取り組み方針、市長、答弁してくれというお話でございます。

議員のお話聞いておりますと、早明浦ダムから奥へ3つのダム、恐らく自分で運転されて視察に行かれたんじゃないかな。といいますのは、善入寺島の剣先がどうしてあれほど崩壊したのか、その原因が、恐らく自分の目で、足で確かめたかったんじゃないかと思えます。

もう一点、私も知らなかったんですが、大正年の善入寺島の方が、河川内から出られた。そのあたりの経緯、しっかりと勉強させていただきました。

そんなことから、善入寺島、阿波市の農業振興計画のアンケート調査とった際に、農業に非常に積極的な農家が、善入寺島と吉野レタスの地域、この2つの地域でした。農業立市を目指し阿波市なんですけれども、善入寺島の360町歩、600戸余りの農家、本当に阿波市だけじゃなく、徳島県の食料の本当の最大の基地じゃないかな。剣先、あるいは善入寺島も、4回、5回歩くうちに、これはどうしても剣先から吉野川市と阿波市で善入寺島が真っ二つに割れることだけは、どうあっても防ぎたい、そんな気持ちにとらわれています。

一般の台風23号、6号、あるいは12号、双方の台風の後、現地へ私も3回、4回、全部見てまいりました。まさに、12号台風後の剣先、言われるとおり、恐らく今度早明浦ダムが6,000トン、7,000トン放流すれば、恐らく善入寺島は真っ二つになるんじゃないかな、そんな感じはいたしております。

早速、国交省の徳島河川事務所長初め、県選出の国会議員、あるいは地元の善入寺島の土地改良区の皆さん、いろいろ話をしています。ただ難しいのは、河川法っていう法律がありまして、川中島ですよ、善入寺島ってのは、非常に難しい問題はあるようです。そのあたりを何とかお願いして、土下座してでも今の剣先の修復っていうんですかね、善入寺島を守っていききたい、かように思っています。

産業経済部長答弁の中で、最大限の対応をしたいと答弁しています。答弁で最大限の対応をしたいという答弁なかなかできないんですが、部長もしっかりしておるようです。私も、部長に非常に負けない、部長にも発破をまだまだかけながら、建設部長とも相談しながら、あるいは職員皆と相談しながら、本当に檜原議員が言われる宝の島、善入寺島だけは守っていききたい、かように思っていますので、何分の議会からも支援をお願いしたい。

早速、知事との話し合いも近々ありますので、これを真っ先に、何さらほっといで

も、善入寺島の話については知事も協力をお願いしたいと思ってます。議会の皆さんも、この件、事情、現場等々も見ていただいて、格別のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

これで、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 樫原賢二君。

○9番（樫原賢二君） ただいまは、市長初め、田村部長、また坂東部長が力強いご答弁をいただきました。しかしながら、先ほど私が質問いたしましたように、このダムが全部で池田ダムを入れて5つあるわけですが、皆勝手なものでございまして、富郷ダムは愛媛県の四国中央市へ水を送って、要らんとときには閉めると。愛媛県にも頭を下げに来られて、それから高知県も早明浦ダムから水をとんじょるけん、それも頭を下げに来られて、香川県は香川用水で、要るときはとって、要らんとときは閉めると。たまらんのは、我が徳島県だけでございまして、どうも歯車が合うとらんように私思うわけでございまして、市長が4遍、5遍回られて、非常にこれは絶対守るんだという力強いお言葉をいただきましたけれども、四国4県の市長会に出していただきまして、最大の理由は、愛媛県、高知県、香川県の3県が、要るときだけとって、要らんとときには徳島県へ水流すけんこういうふうになるんだということ声を大にして説明をしていただきましたら、非常にこの問題が解決ができるんでなかろうかと。というのは、先ほど来申し上げましたように、幅50メートル、約1キロの剣先が飛んだ。これにつきましては、並みや大抵では直るものでないと、こう私は思うわけでございます。ということは、矢板を打つなり、またコンクリート板を打つなり、かなりな大工事をしなくては、先代の苦勞された方々の協力で現在善入寺島が緑豊かな阿波市の宝の島でもあるので守らなければならないので、再度市長に、また関係部課長をお願いしたわけでございます。この項につきましては、これでご答弁は結構でございますので、今後たびあるごとにこの問題は質問をしていこうと、こう思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、通告にありますように、2、阿波市の土地改良区の問題についてでございます。（1）各旧町の改良区の内容及び事務所問題についてでございます。

それではまず、改良区の内容でございますが、これは調べたら調べるほど複雑な問題がございまして、合併して以来早くも7年目を迎えるわけでございまして、吉野川北岸改良区、池田ダムから水をとっておる北岸改良区、ここの負担金が10アール当たり、約1反でございますが、3、400円でございます。この3、400円さえ払えば、十分に水

が、工事費は別といたしまして、潤せるもんなりというように思うておって、聞きゃあ聞くほど、各改良区によって工事内容も違うし、また地元負担も違うのが状況でございます。

まず1番目に、各改良区の事務所問題でございますが、阿波町西部改良区、これにつきましては、土地、家、電気、水道、これは全部自費で運営しております。阿波町北整理79の2番地でございます。

その次が、阿波中部改良区、市役所の南、このすぐ南に昔の法務局の跡地がございます。この跡地を阿波市が借り上げいたしまして、阿波中部改良区に無料で貸しておると。ただし、電気、水道は自費と、住所は阿波町東原157の3と。

次が、阿波東部改良区でございます。これは、この東でございますが、阿波市と契約して、所有物件は阿波市のものがございますが、家賃も無料、ただし電気、水道は自費と、こういうことでございます。阿波町森沢40の1でございます。

続いて、市場中央改良区でございます。この市場中央改良区につきましては、阿波市市場支所3階、家賃は無料、電気も無料、水道も無料で使用しておるわけでございます。ここは、阿波市市場支所所内の3階を約半分強の占有をしておるわけでございます。

続きまして、吉野川善入寺改良区でございますが、これは先ほど説明しましたように、善入寺改良区につきましては、土地、家、電気、水道、これ全部自費でございます。全部自前でございます。この住所は、市場町市場字上野段737の1番地です。

次、土成でございます。これは、土成は非常に複雑でございますして、土成改良区ほか8件、全部で9つの改良区がございます。この改良区の実務所は、阿波市土成支所内裏側別館でございます。家賃無料、水道無料、電気も無料です。

続きまして、吉野でございますが、吉野一条改良区でございますが、土地、家、電気、水道、全部自費でございます。全部改良区がもっております。続いて、もう一つあるわけでございますが、吉野改良区ですが、吉野の一条改良区は福田さんのお家でしておるわけでございます。吉野改良区のほうが、土地、家、電気、水道、全部自費です。これは、吉野町柿原字植松34番地にあるわけでございます。

なぜこのように改良区によって大きく条件が違うのか、合併7年目を迎え統一はできないものか、詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 榎原議員のご質問でございました土地改良区の実務所の

件についてご答弁をさせていただきたいと思います。

阿波市内の土地改良区の中には、阿波市の合併以前より旧町の財産であります庁舎等の施設を利用して事務所を開設している改良区がございます。議員から発表があったとおりでございます。

改めて少し申しますと、現在土成町では土成支所の合同事務所に9つの改良区が1カ所で事務職員により事務を統括しております。市場町では、市場中央土地改良区が市場支所の3階の一部で、また阿波町では2カ所の旧の法務局跡で、阿波中部土地改良区、阿波東部土地改良区がそれぞれ事務職によって事務をしているというふうな状況でございます。これらの施設につきましては、阿波市が合併後も市と改良区が契約して、合併後も合併前の状況を引き継ぐというふうな状況の中で、現在使用をいたしております。

それで、使用料、家賃というふうな表現をしてもいいかと思えますけれども、使用料については現在免除をいたしております。

なお、光熱水費等につきましては、今議員からお話がありましたように、それぞれの改良区によって一部状況が違っております。今後、このことにつきましては、特に光熱水費等につきましては、改良区とも十分協議をしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 檜原賢二君。

○9番（檜原賢二君） 今後各改良区と協議をしていくということで、前向きなご答弁をいただきました。その中で特に、土成改良区土成合同事務所についてで、事務長、この方からファクスをいただきまして、ちょっと読み上げます。土地改良区土成合同事務所は、現在阿波市土成支所別館2階の北側一部をお借りして事務を遂行しておりますが、本来土地改良区は市とは別の団体であるため、独立した事務所が理想であると思います。しかし、土地改良区の財政は、組合員からの賦課金を財源として運営していますが、最近の農業事情からして、賦課金の負担についても厳しいものがあります。そのため、事務所は市の建物などお借りするしかありません。できましたら、土成支所と分離した事務所をお借りしたいと思います。希望といたしましては、歴史資料館の1階の事務室及びトレセン体育館1階の事務室などをお願いしたいと存じ上げます。すばらしい謙虚な気持ちで答弁をいただきました。

続きまして、問題の多い市場中央改良区の問題でございますが、市民よりいつまでも市場市役所3階を使うのでないと、多くの方が批判が起きている。市民より独立した事務所

として、市場郵便局の東隣、元県農業改良事務所跡、2番目に阿波郡民グラウンド北隣、元県家畜保健所跡などがあるわけであります。まだまだ根が深い問題があると思われまますので、またの機会に質問したいと思っておるわけでございます。

また、これまでの答弁をいただきますが、最後に申し上げますが、これも一緒にご答弁をお願いします。

各改良区の組合員より、吉野川北岸用水に一括加入をさせていただきたいという組合員が非常に多いのにはびっくりした次第でございます、これもあわせて。また、先般吉野川改良区の事務長にお会いしまして、お話聞きましたところ、それはあれじゃ、農家が非常に収入が少ないので、合理化すればするほど、農家負担が減っていくので、それはいい話だと。吉野川北岸改良区といたしましても、前向きに今後阿波市の北岸用水を利用しておる方々に全世帯にアンケートを送り、農家の意見を聞きたいと、こう申しておりましたので、私も力強く思った次第でございます。この点、ひとつ再度ご答弁願います。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 榎原議員ご質問でございます改良区の合併についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、農業経営は、農業従事者の高齢化や農家の担い手の減少により耕作放棄地が増加するなど、またさらには農産物の価格の低迷等の状況があり、非常に厳しい状況になっております。このまま行きますと、農業生産者の生産能力が低下し、また農業の経営状況はますます厳しくなるんじゃないかというふうなことが懸念をされるところでございます。

農業経営に必要な改良区等の賦課金の問題に関しましては、農家の経費の軽減を図るためには、改良区の統廃合等を考えながら、やっぱりできるだけ経費の節減を図るというふうなことも必要かと思っております。これは、一つの検討課題というふうに考えておるところでございます。

阿波市内の土地改良区の統合については、今後も改良区の効率的な運用を考えますと、県の助言や各改良区のご意見を伺いながら、阿波市の関係者等を含めて協議を重ねていくことが必要でないかというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 榎原賢二君。

○9番（榎原賢二君） ただいま田村部長、非常に毎日ご多忙かと思えますけれども、この問題を避けて通れませんので、しっかり阿波市は農業立市でございますので、農家の所

得が上がるように、経費節減のためにどうぞ改革をしていただけますようお願いをするとともに、私の今回の一般質問はこれで終わらせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで9番檜原賢二君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は明日の16日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後4時11分 散会